

第4期足寄町障がい者福祉計画

第7期足寄町障がい福祉計画

第3期足寄町障がい児福祉計画

2024（令和6）年度 ～ 2026（令和8）年度

足 寄 町

はじめに

第4期足寄町障がい者福祉計画

第7期足寄町障がい福祉計画 の策定にあたって

第3期足寄町障がい児福祉計画

本町では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする『第3期足寄町障がい者福祉計画』・『第6期足寄町障がい福祉計画』・『第2期足寄町障がい児福祉計画』を一体の計画として策定し、【障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり】を基本理念として掲げ、障がいのある人もない人も、互いに地域社会の一員として関わりあい、支え合いながら生活していけるまちづくりを目指してまいりました。

この間、国においては、平成26年に批准した障害者権利条約の理念を踏まえ、平成28年に障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者に関わる法的整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを基本理念とした取り組みが進められています。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本計画では、引き続き【障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり】を基本理念として掲げ、障がいのある人もない人も、互いに地域社会の一員として関わりあい、支え合いながら生活していけるまちづくりを目指して、積極的に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました町民の皆様をはじめ、慎重なご審議と多大なるご尽力を賜りました足寄町障害者自立支援協議会、町議会、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、計画の実現に向けて、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

足寄町長 渡 辺 俊 一

目 次

第 1 章 総論	1
Ⅰ 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	2
3 他の計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
6 計画の推進に向けて	4
Ⅱ 障がいのある人を取り巻く現状	5
1 人口の推移	5
2 障がいのある人の現状	5
第 2 章 障がい者福祉計画	12
Ⅰ 基本理念	12
Ⅱ 計画の目標及び体系	12
1 計画の目標	12
2 計画の体系	13
Ⅲ 施策の方向と主要施策	14
1 地域生活の支援体制の充実	14
2 自立と社会参加の促進	19
3 バリアフリー社会の実現	26
第 3 章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	32
Ⅰ 成果目標	32
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	33

3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	34
4	福祉施設から一般就労への移行等	35
5	障がい児支援の提供体制の整備等	36
6	相談支援体制の充実・強化等	38
7	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	39
II	活動指標等	40
1	障がい福祉サービス・相談支援	40
2	補装具	48
3	障がい児支援	49
4	地域生活支援事業	56
	巻末資料	64
I	策定経過	64
II	足寄町障害者自立支援協議会委員名簿	64
III	足寄町障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査結果 ..	65

第 1 章 総論

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 23（2011）年 8 月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成 25（2013）年 4 月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成 28（2016）年 4 月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30（2018）年 4 月から施行されました。また、令和 3（2021）年 9 月には、医療的ケアを必要とする児童とその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

足寄町では、令和 3（2021）年 3 月に「第 3 期足寄町障がい者福祉計画・第 6 期足寄町障がい福祉計画・第 2 期足寄町障がい児福祉計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）を一体の計画として策定し、基本理念である【障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり】の実現を目指して、障がい児者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

このたび、現行の 3 計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や北海道の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、「第 4 期足寄町障がい者福祉計画」「第 7 期足寄町障がい福祉計画」「第 3 期足寄町障がい児福祉計画」についても一体の計画として策定します。

2 計画の性格及び位置づけ

(1) 第4期足寄町障がい者福祉計画

町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民・関係機関（団体）・事業者・町が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 第7期足寄町障がい福祉計画・第3期足寄町障がい児福祉計画

国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、令和8（2026）年度末における成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者福祉計画の実施計画にあたる計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

・障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

・障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

・障害者総合支援法第88条第6項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

・児童福祉法第33条の20第1項

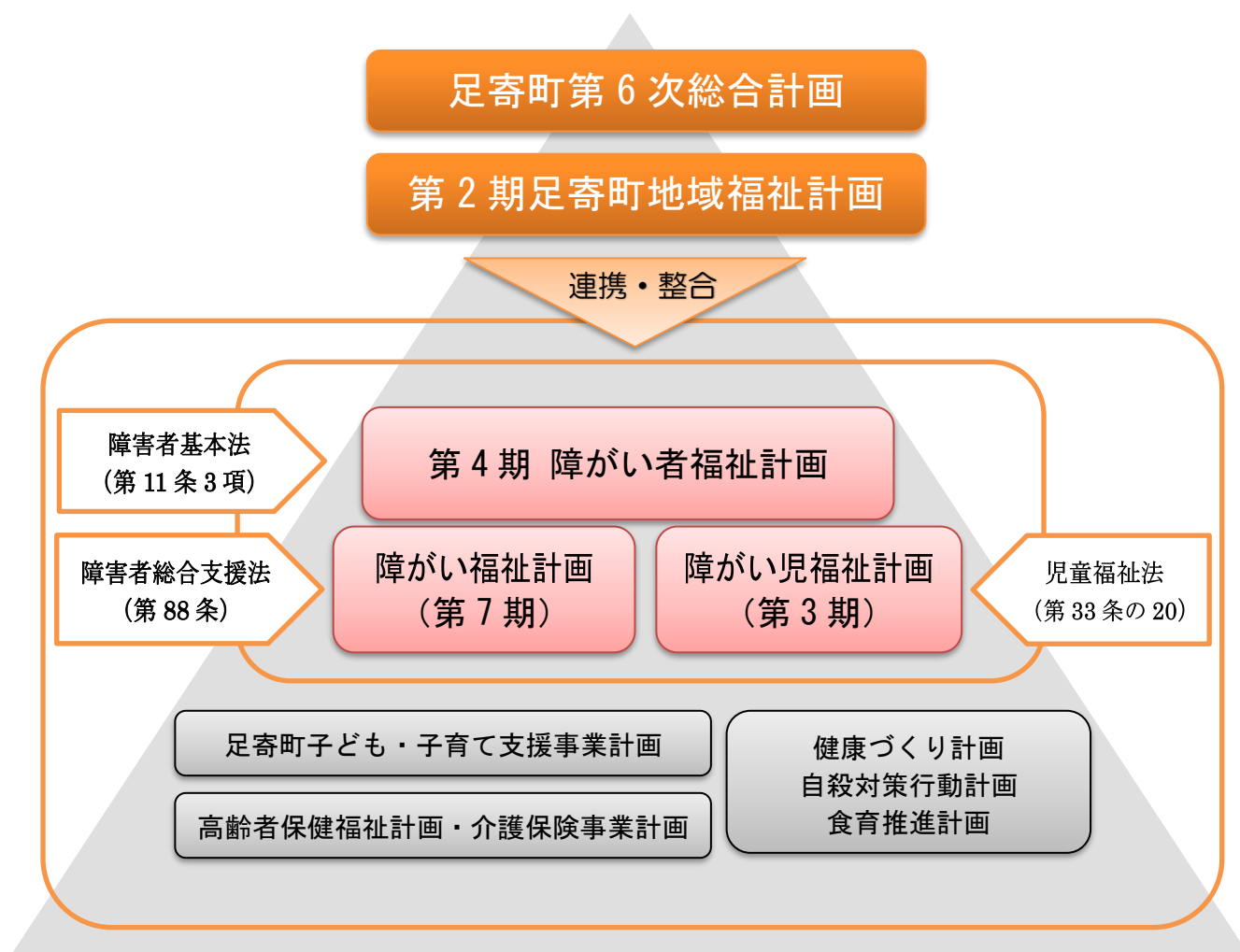
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

・児童福祉法第33条の20第1項第6号

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 他の計画との関係

この3計画は、国や北海道の計画を踏まえつつ、町の最上位計画である「足寄町第6次総合計画」、福祉分野における上位計画である「第2期足寄町地域福祉計画」をはじめ、関連する他の部門計画との整合性にも考慮し、各分野との連携・協働のもと総合的に推進するものとします。

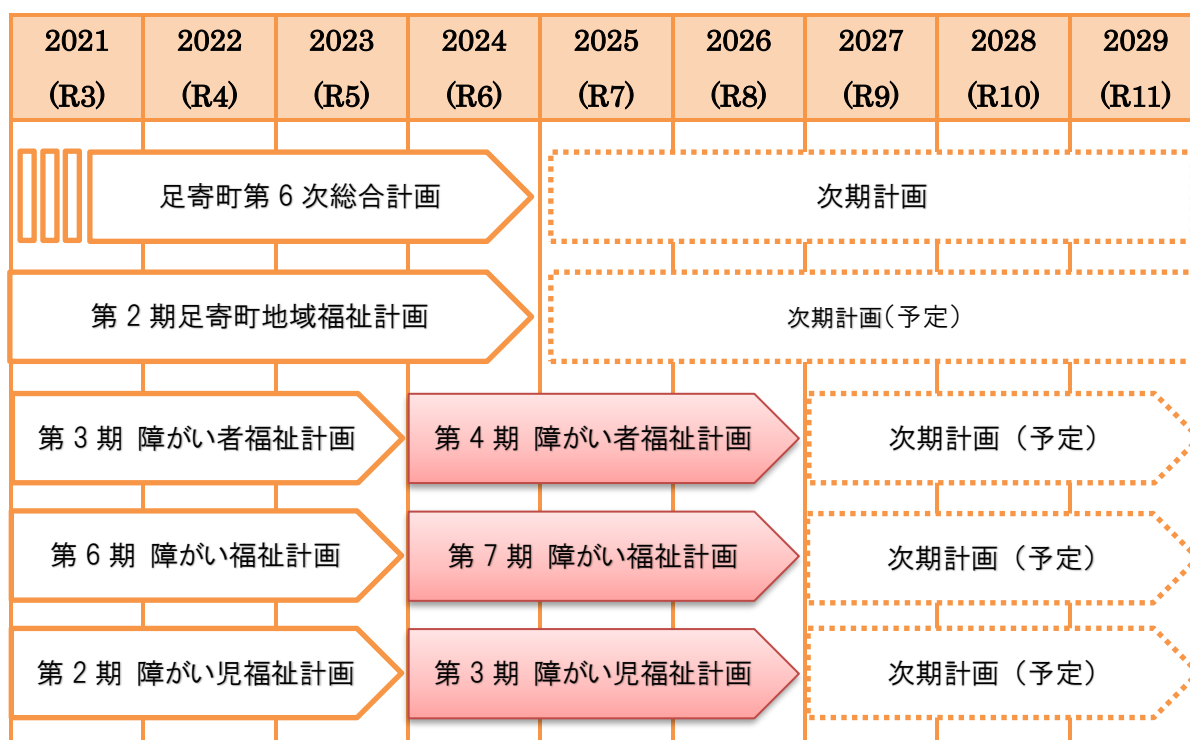


4 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間とします。

障がい者福祉計画についても、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間とし、両計画の連携により、計画的に施策・事業の展開を図っていきます。

ただし、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。



5 計画の対象

本計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すものであるため、手帳の有無にかかわらず、障がいや難病等があるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方だけではなく、町民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

6 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「足寄町障害者自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討を深め、より実効性のある取り組みを進めるとともに、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

Ⅱ 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の推移

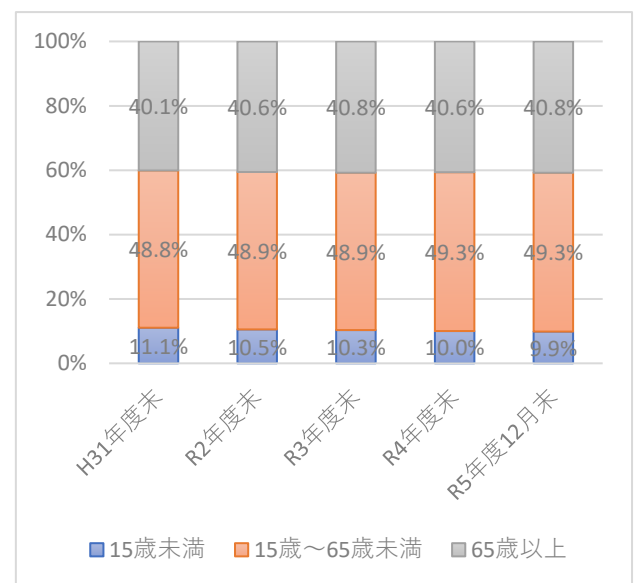
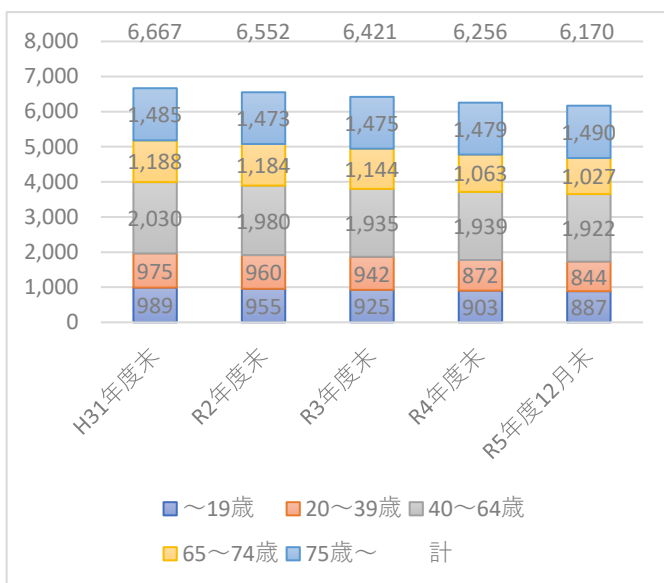
住民基本台帳による令和 5（2023）年 12 月末現在の足寄町の総人口は 6,170 人となっており、減少傾向が続く状態となっています。

年齢 3 区分別でみると、年少（15 歳未満）人口比率は約 10%と低く、高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 40%超えと高くなっています。

■人口の推移■

単位：人

■年齢3区分別人口割合の推移■



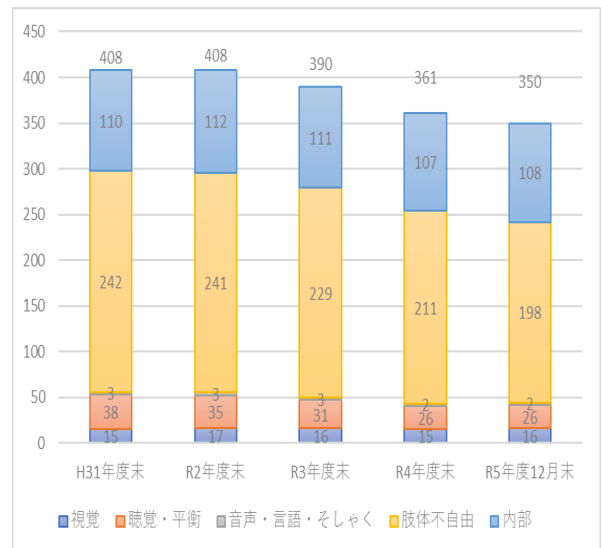
2 障がいのある人の現状

【身体障がい者】

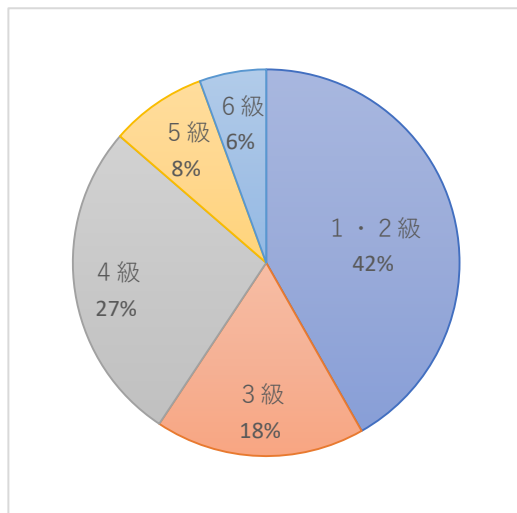
身体障害者手帳の交付者数は、令和 2（2020）年度以降、減少傾向となっており令和 5（2023）年 12 月末現在で 350 人となっています。

手帳所持者の年齢構成をみると、65 歳以上の身体障害者手帳所持者が 80%以上を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。また、等級別では重度（1 級・2 級）手帳所持者の比率が全体の 40%以上と高くなっています。

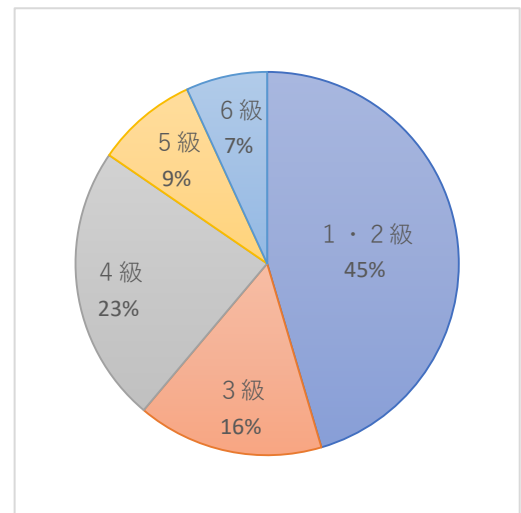
■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・障がい別）■



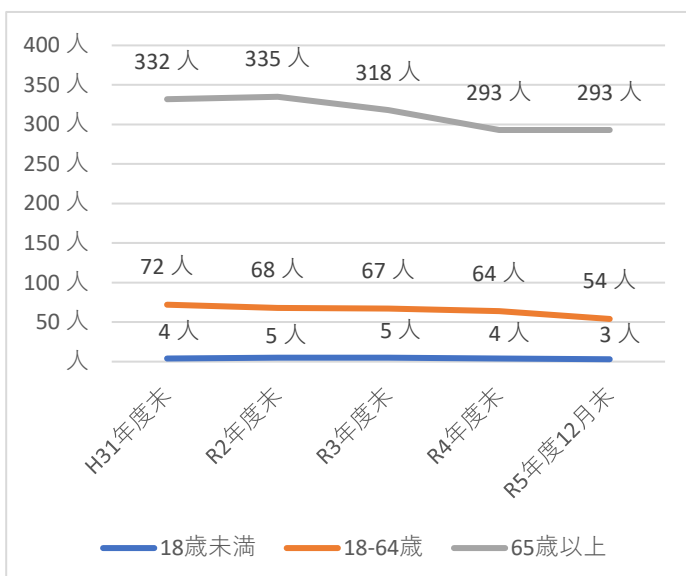
平成 25 年 12 月末（10 年前）



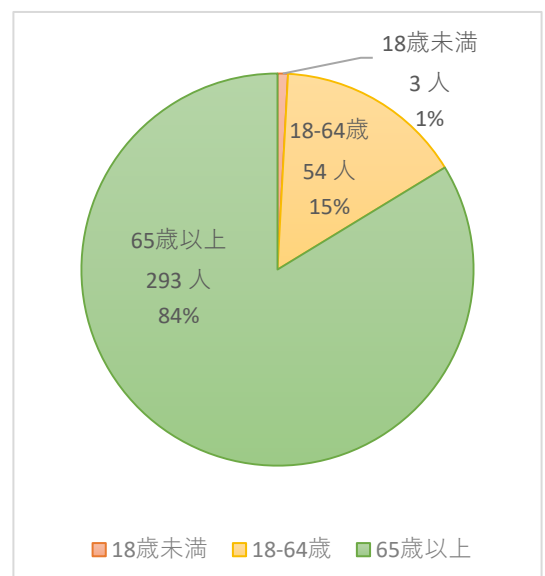
令和 5 年 12 月末現在



■身体障害者手帳所持者の年齢別推移■



■年齢構成（身体障害者手帳）■



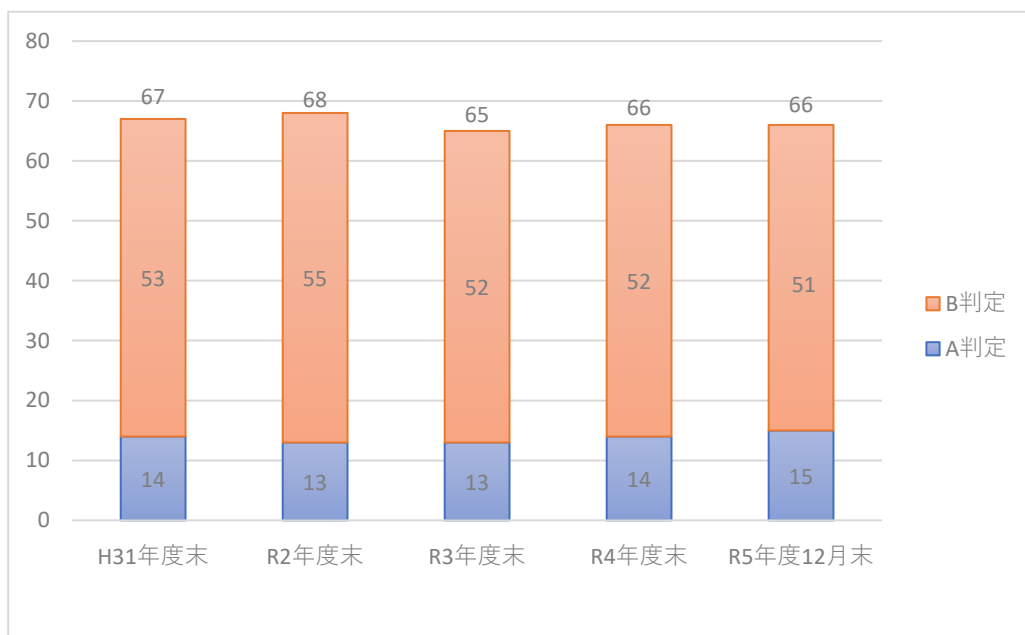
令和 5 年 12 月末現在

【知的障がい者】

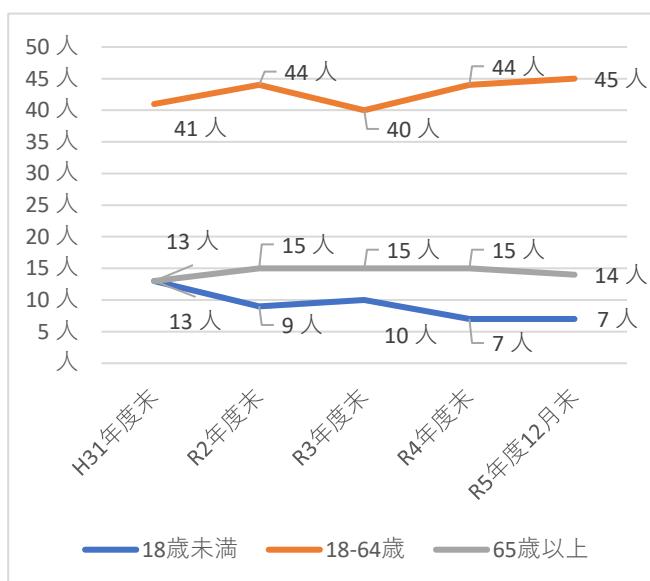
療育手帳の交付者数は、令和 5（2023）年 12 月末現在 66 人で、A 判定（重度）・B 判定（中・軽度）ともにほぼ横ばいの状態が続いています。

手帳所持者の年齢構成をみると、18～64 歳の手帳所持者が約 70%と最も高くなっており、18 歳未満の手帳所持者は若干減少傾向となっています。

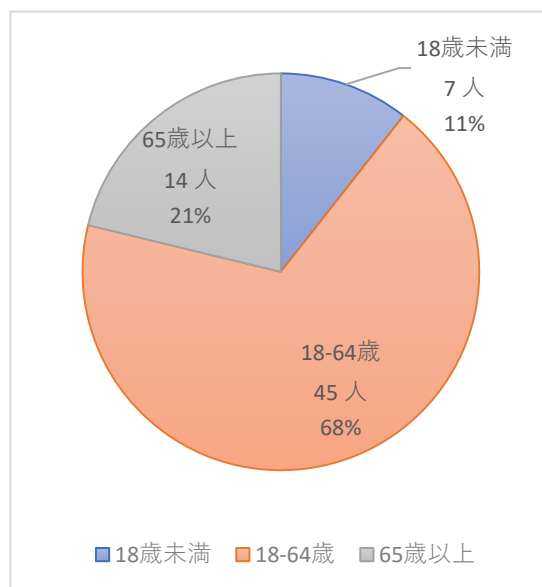
■療育手帳所持者数の推移■



■療育手帳所持者の年齢別推移■



■年齢構成（療育手帳）■



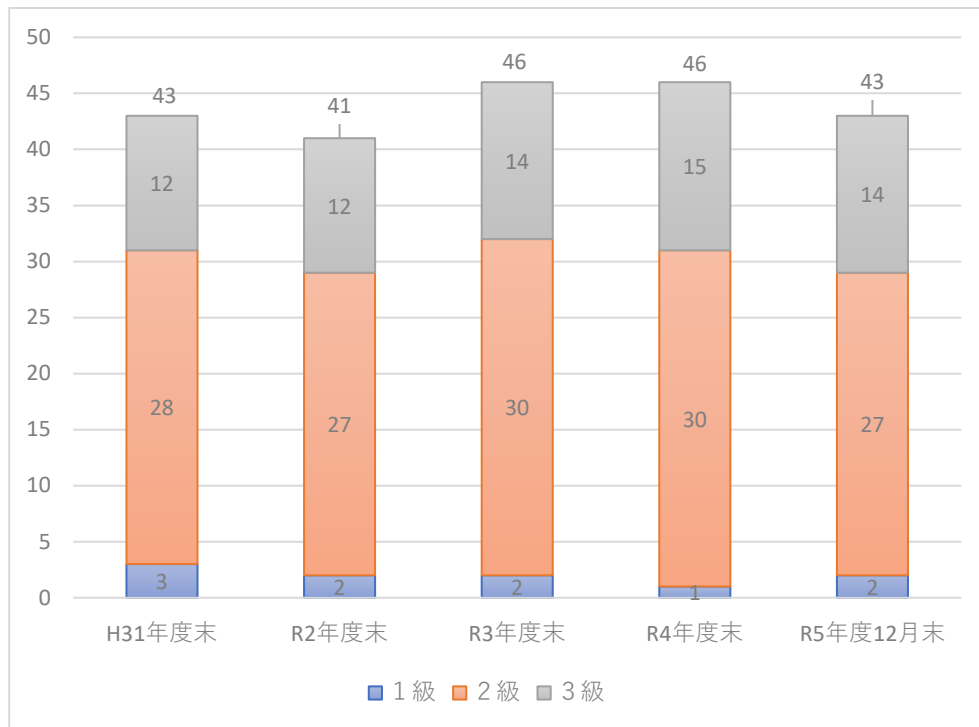
令和 5 年 12 月末現在

【精神障がい者】

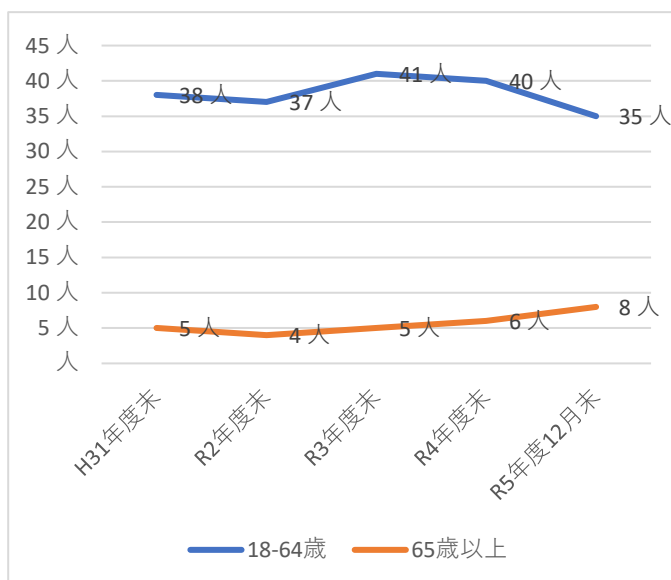
精神保健福祉手帳の交付者数は、令和 5（2023）年 12 月末現在 43 人で、ほぼ横ばいで推移しています。

手帳所持者の年齢構成をみると、18～64 歳の手帳所持者が約 80%となっています。

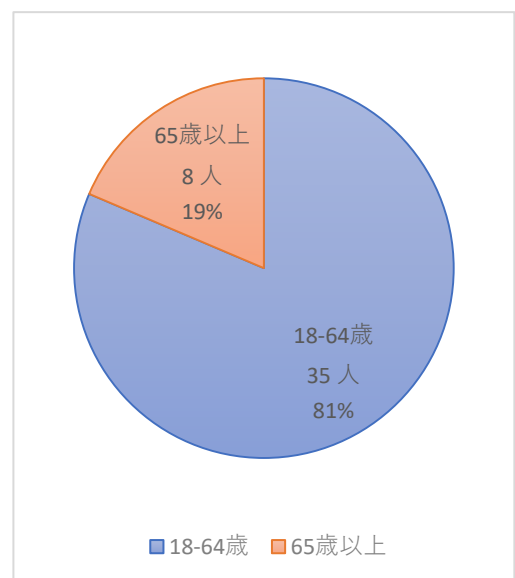
■精神保健福祉手帳所持者数の推移■



■精神保健福祉手帳所持者の年齢別推移■



■年齢構成（精神保健福祉手帳）■

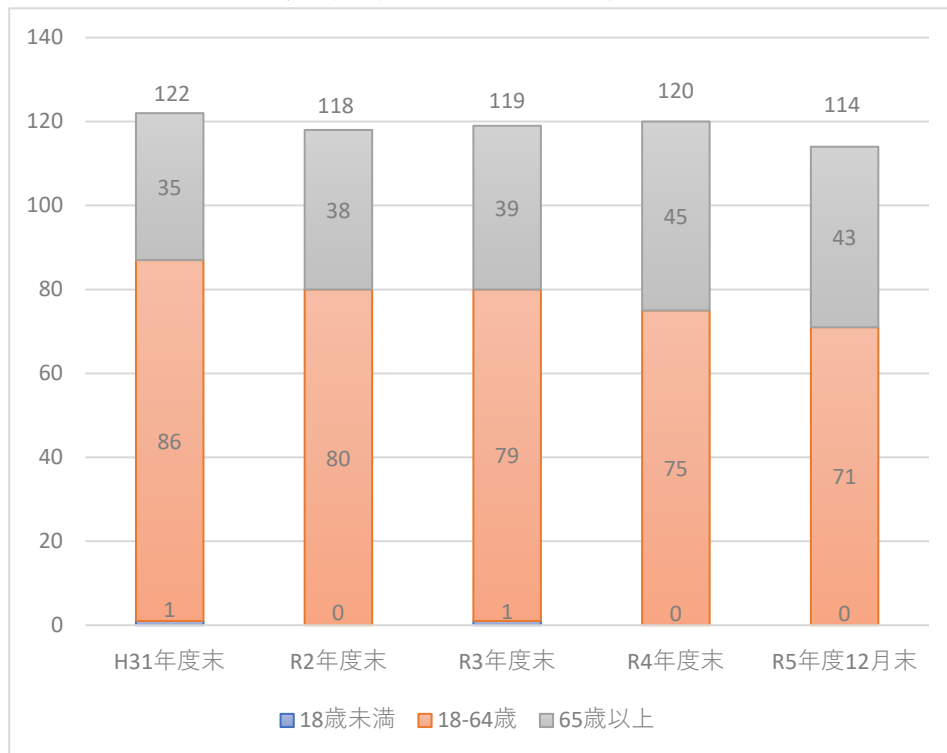


【自立支援医療（精神通院）受給者】

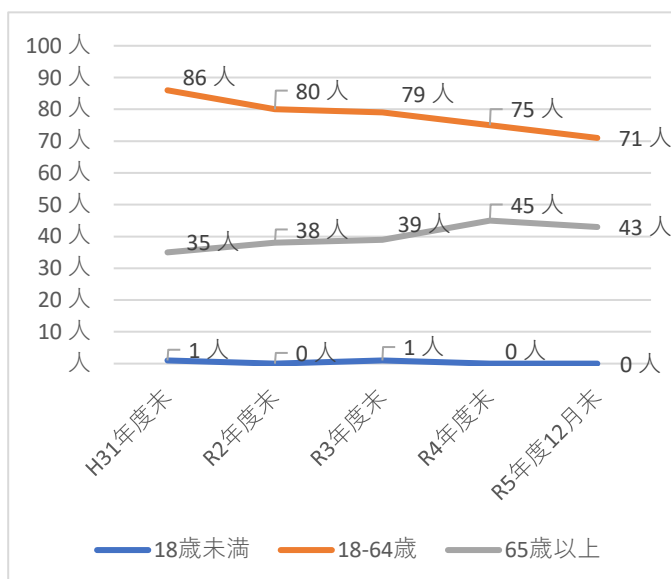
自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成 31（2019）年度以降、横ばい傾向にありますが、令和 5（2023）年 12 月末現在で 114 人と若干減少しております。

年齢構成をみると、精神保健福祉手帳所持者と同様に 18～64 歳の受給者が最も多くなっており、65 歳以上の割合が増加傾向となっています。

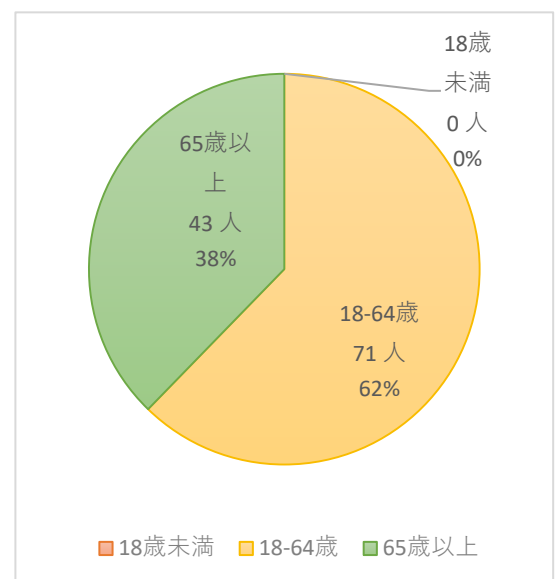
■自立支援医療（精神通院）受給者の推移■



■自立支援医療（精神通院）受給者の年齢別推移■



■年齢構成■



【発達障がい者】

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成 22（2010）年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成 23（2011）年 8 月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、平成 28 年（2016）年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

【高次脳機能障がい者】

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービス給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

【難病患者】

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

平成23（2011）年8月に改正された障害者基本法において、「障害者」の定義に含まれ、平成25（2013）年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和3（2021）年11月時点で366疾病に拡大されています。

【医療的ケア児】

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

全国の医療的ケア児は、推計で約2万人（令和3年度現在）で、年々増加傾向にあります。

第2章 障がい者福祉計画

I 基本理念

障がいのある人が地域で安心して生活できる環境の整備や、障がいについての地域の理解をより一層深めることが、障がいの有無に関わらず、人格や個性を尊重し合いながら住民がともに暮らし、ともに生きる社会の実現につながります。

「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、互いに地域社会の一員として関わりあい、支え合いながら生活していける地域づくりを目指します。

II 計画の目標及び体系

1 計画の目標

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、自治会などの住民自治活動、地域コミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がい者が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現を目指し、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、地域特性を踏まえた取組を促進します。

2 計画の体系

目 標		施 策 の 区 分	施 策 の 方 向
障 が い が あ っ て も 安 心 し て 暮 ら せ る 地 域 づ く り	地域生活の 支援体制の充 実	Ⅰ 生活支援	1 生活支援体制の充実
			2 相談支援体制・地域移行支援の充実
			3 意思決定支援の推進
			4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実
			5 人材の養成・確保
			6 生活安定施策の推進
		Ⅱ 保健・医療	1 適切な保健・医療の提供
			2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
			3 精神障がいのある人や難病のある人など 障がいの特性に応じた支援の充実
	自立と 社会参加の促 進	Ⅲ 療育・教育	1 障がいのある子どもに対する支援の充実
			2 学校教育の充実
			3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
		Ⅳ 就労支援	1 町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
			2 一般就労の推進
			3 多様な就労の機会の確保
			4 福祉的就労の底上げ
		Ⅴ 社会参加	1 社会参加の促進
			2 スポーツ・文化活動の振興
	バリアフリー 社会の実現	Ⅵ 差別の解消、 権利擁護の推進 及び虐待の防止	3 生涯学習機会の充実
			1 権利擁護の推進・虐待の防止
			2 成年後見制度等の活用促進
			3 理解の促進
		Ⅶ 生活環境	4 地域福祉活動の推進
			1 住まい・まちづくりの推進
			2 移動・交通のバリアフリーの促進
			3 防災・防犯対策の推進
			4 感染症予防・拡大防止対策の推進
		Ⅷ 情報アクセシ ビリティの向上 及び意思疎通支 援の充実	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
			2 意思疎通支援の充実
			3 選挙等における配慮

Ⅲ 施策の方向と主要施策

1 地域生活の支援体制の充実

【生活支援】

《現状と課題》

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障がい福祉サービスだけではなく、医療的ケアや意思疎通支援など、障がいのある人及びその家族のニーズは多様化しています。

こうした中、障害者自立支援法の施行により、障がい種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障がいのある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直され、平成 25（2013）年には、障害者総合支援法が施行されました。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

さらに、こうした制度改革に対応し、適切にサービスを提供するための人材の養成や確保が必要です。

《考え方》

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

主要施策

① 生活支援体制の充実

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、足寄町自立支援協議会を中心に、町や教育委員会、相談支援事業所、NPO 法人をはじめ、保健、医療、福祉、労働、経済その他の関係機関が連携して支援する体制づくりを目指します。
- 令和 3 年度に整備した「地域生活支援拠点」について機能充実を進めるとともに、運用状況の検証・検討を行います。また、強度行動障がいをもつ者の支援ニーズの把握と支援体制の整備を進めます。
- 障がいのある人が生涯を通じて必要な医療サービスを受けることができるよう、医療機関、相談支援事業所等との連携の強化に取り組むなど、障がい特性に応じた受診しやすい環境の整備に努めます。

② 相談支援体制・地域移行支援の充実

- 本町では、障がいのある人やその家族等のニーズを受け止める一元的な相談支援体制の構築として、「基幹相談支援センター」及び「障がい者虐待防止センター」を足寄町障害者地域生活支援センターに設置しています。
基幹相談支援センターを広く周知するとともに、基幹相談支援センターによる相談支援事業者への指導・助言、相談支援事業者向けの研修、相談支援事業者間での連携強化等、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みに努めます。
- 相談支援事業所との連携強化、民生委員児童委員等への情報提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等の身近な相談体制の充実を図ります。
- 心身障害者総合相談所、児童相談所等との連携により、専門的な相談に応じることができる体制の整備に努めます。
- 保健所と連携し、保健師等の訪問を実施し、精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の充実に努めます。

③ 意思決定支援の推進

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図ることなどにより、必要な支援を行います。
- 知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組を進めます。

④ 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- 障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、障がい福祉サービス提供事業者との連携を強化し、居宅介護などの訪問系サービスの充実に努めます。
- 障がいのある人の地域における自立した社会生活や地域生活への移行を支援するため、福祉ホームの入居や体験利用の促進を図ります。
- 障がい特性に応じた日中活動の場などを確保するため、就労継続支援、地域活動支援センターや日中一時支援、移動支援等の充実に努めます。
- 居宅介護、短期入所、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの充実に努めるほか、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの利用を促進します。
- 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加していることから、国の制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化・重度化に対応した取組の検討を進めます。
- 補装具の効果的な利用を促進するため、給付制度の活用に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。

⑤ 人材の養成・確保

- 障がい福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画策定の中心的な役割を担う相談支援専門員や、サービス提供プロセスを管理するサービス管理責任者等の養成に努めます。
- 障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化などに対応した、社会福祉士や介護福祉士などの福祉関係専門職員の養成・育成を図るため、補助制度等の活用により、人材の確保に努めます。

⑥ 生活安定施策の推進

- 障がいのある人の経済的自立や社会参加を支援するため、年金等の制度の周知に努めるとともに、経済的支援の取組を検討します。

【保健・医療】

《現状と課題》

生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患や、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

《考え方》

障がいのある人が地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

主 要 施 策

① 適切な保健・医療の提供

- 保健所などの関係機関と連携し、効果的・効率的な保健事業の実施と一貫した保健サービスの提供に努めます。
- 医療、介護、保健、福祉の関係機関が連携し、医療からリハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保に努めます。
- 公費負担医療制度の適正な運営や更生医療等の給付により、障がいのある人が安心して適切な医療の提供を受けることができるよう、関係機関と連携し、体制の整備に努めます。

② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など、子どもと親に寄り添った支援の手がかりを見いだして早期の支援につながるよう、子育て支援や母子保健活動の充実に努めます。
- 児童の精神的健康を保持し、自閉症等の発達障がい、ひきこもり、家庭内暴力といった児童思春期の心の問題への対応に努めます。
- 生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命を延伸するため、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進するとともに、健診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。

- ③ 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実
- 精神障がいのある人やその家族等に対する保健師等の訪問活動、相談支援体制の充実に努めます。
 - 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援体制の充実、住まいの場や就労支援などの日中活動の場の確保等、総合的な取組を促進します。
 - 難病の特性に応じた適切な福祉サービスや必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。
 - 難病のある人やその家族等を対象とした医療や日常生活に係る相談等を実施し、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。

2 自立と社会参加の促進

【療育・教育】

《現状と課題》

子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

また、障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

共生型社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実を図るとともに、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要があります。

《考え方》

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

主要施策

① 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 発達の遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所や保健所、教育委員会、学校、医療機関、児童福祉施設、相談支援事業所などの関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期への一貫した支援に努めます。
- 発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるため、子育てをする保護者の思いに寄り添い、支援する視点から乳幼児健康診査等、母子保健活動の充実に努めます。
- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、地域で必要な療育などの支援が受けられるよう、足寄町子どもセンターが中核となり、障がい児相談支援や障がい児通所支援等の充実に努めます。
- 障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安軽減や一時的休息（レスパイト）を図るため、日中活動の場などを確保し、日中一時支援や短期入所等の充実に努めます。
- 保育所・学童保育所の保育料や学校給食費、日中一時支援事業の利用者負担金の無償化により、障がいのある子どもを持つ家族の就労支援及び子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

② 学校教育の充実

- 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- 教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、保育園、発達支援事業所等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引き継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。
- 小・中学校における障がいのある児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実を図るため、教育環境整備、特別支援の環境整備を推進します。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流など教育活動の充実に努めます。

- 町内の児童生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいへの理解を深めていけるように障がいの理解・啓発の推進に努めるとともに、「足寄町いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域と連携し、障がいを理由とした差別や偏見、暴力等あらゆるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもやその家族等への適切な支援が図られるよう、必要な医療や福祉等に関する情報提供の強化を図るなど、支援体制の充実に努めます。

【就労支援】

《現状と課題》

就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は、障がいの有無に関わらず依然厳しい状況にあります。

このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

道内各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、福祉施設等からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。

《考え方》

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

主要施策

① 町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

- 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、広く住民や企業などに向けた広報・啓発活動の推進に努めます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき作成した「足寄町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、町内の障がい者就労施設や障がいのある人を雇用している企業等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進します。

② 一般就労の推進

- 十勝障がい者就業・生活支援センターだいちやおびひろ若者サポートステーション、公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の一般就労への移行を支援します。
- 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。

③ 多様な就労の機会の確保

- 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障がい福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保・充実に努めます。

④ 福祉的就労の底上げ

- 授産事業所等における製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を支援します。
- 民間企業等と連携・協働し、授産事業所等の製品について、販売機会の拡大や流通拡大などに向けた取組を支援します。

【社会参加】

《現状と課題》

障がいのある人が地域社会の一員として、自治会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

《考え方》

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

主要施策

① 社会参加の促進

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業者等と協力しながら各種事業を実施するとともに、ニーズに応じた地域生活支援事業を実施します。
- 地域で行われる様々な行事や住民活動について、主催者の合理的な配慮により、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しやすいものとなるよう、様々な機会をとらえ周知に努めます。
- 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、サロンなどの障がいのある人と地域住民が交流する場の確保に向けた検討を進めます。
- 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段や合理的な配慮について、イベントや住民活動の主催者などに広く周知し、移動支援の確保を促進します。

② スポーツ・文化活動の振興

- 障がい者スポーツ大会の開催における支援を実施し、障がい者スポーツ活動への参加機会や交流の場の確保に努めます。
- 公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化・芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- 町が主催する講演会等において、必要に応じて手話通訳を派遣する等、文化・芸術にふれる機会を拡大するため、障がいのある人の参加支援を促進します。

③ 生涯学習機会の充実

- 生涯学習への積極的な参加を促進するため、教育委員会と連携し、学習情報提供と相談体制の整備に努めます。

3 バリアフリー社会の実現

【差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

《現状と課題》

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

この間、国においては、権利擁護に関し、障害者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、障害者の権利に関する条約を批准しています。

障がいがあることによって人権を脅かされたり、不利益を受けることがないよう、権利擁護を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図る必要があります。

《考え方》

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、成年後見制度の利用促進の取組など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

主 要 施 策

① 権利擁護の推進・虐待の防止

- 障害者虐待防止法に基づき足寄町障害者地域生活支援センターに障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めるほか、権利擁護の取組を促進します。
- 障がいのある人に対する虐待や差別、日常生活から発生する暮らしづらさの解消を図るため、相談支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の消費者トラブルを防止し、消費者としての利益の援護を図るため、関係機関や団体等との連携を強化し、普及啓発に努めます。

② 成年後見制度等の活用促進

- 知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人等の人材の育成及び活用を図るための研修などを支援し、市民後見人の確保に努めます。

③ 理解の促進

- 障害者差別解消法に基づき、障がい理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的配慮の提供について、広く市民の理解を深めるため、障がい福祉サービス提供事業者等との連携により、広報紙やインターネットの活用等あらゆる機会を通じた普及・啓発を促進します。
- ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

④ 地域福祉活動の推進

- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、交流や体験等の機会の創出や「障がい者週間」における啓発事業等の取組について、関係機関と連携し検討を進めます。
- 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 広く住民を対象とした一般のイベントや行事が、障がいのある人も参加することを前提に、地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。

【生活環境】

《現状と課題》

「北海道福祉のまちづくり条例」に加え、国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷、広大な行政面積を有する本町の地域特性などを踏まえ、将来にわたって、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

また、災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するため、大雨やゲリラ豪雨などによる浸水害や土砂災害、大地震などのあらゆる自然災害に対処しうる災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

さらに、感染症予防・拡大防止の観点から、全ての町民、関係機関との連携を図り、国が示す「新しい生活様式」に基づく「新北海道スタイル」の実践に向けた取り組みが必要です。

《考え方》

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯、感染症対策を推進します。

主要施策

① 住まい・まちづくりの推進

- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点到立ち、段差・勾配の解消、障害物の除去、障がい者用駐車スペースや多機能トイレの設置等、利便性や安全性を考慮した道路や公共施設の整備を推進するとともに、障がい者用駐車スペースや多機能トイレの適正利用を推進します。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係団体や相談支援事業所との連携強化により、住宅改善に関する相談支援体制の整備を図るとともに、住宅のバリアフリー改修に対する支援を促進します。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。

② 移動・交通のバリアフリーの促進

- 障がいのある人の移動手段を確保するため、ステップ付又は低床ステップのコミュニティバスやへき地患者輸送バスの導入促進、道路運送法に基づく福祉有償運送制度や移動支援事業の取組を推進します。

③ 防災・防犯対策の推進

- 災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するため、平常時からの取組として地域自治会による自主防災組織の育成強化を推進するとともに、足寄町地域防災計画に基づき、防災担当部局・民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、障がいのある人を含む全ての要援護者の安否確認体制や避難援助体制の充実を図ります。
- 災害時要援護者に配慮した備蓄物資の整備を進めるとともに、要援護者の医療的ケアや健康管理など、避難所における良好な生活環境の確保に向けた体制整備を推進します。
- 障がい福祉サービス提供事業所との災害時における協定に基づき、避難受入協力などの連携を図り、災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりを進めます。
- 障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関等との連携による各種相談支援体制の充実に努めます。

④ 感染症予防・拡大防止対策の推進

- 障がいの有無に関わらず、全ての市民の安全を確保するため、感染症予防対策の普及啓発に努め、感染症予防・拡大防止対策の充実と感染症発生時に適切な対応ができる体制づくりの取組を推進します。

【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

《現状と課題》

近年ＩＣＴ（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、意思疎通を確保するため、音声による情報伝達や、点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

そのため、障がい特性に対応したＩＣＴの利用の促進や、情報提供の充実のほか、点訳奉仕員や手話通訳者の養成など、身近なところでの意思疎通の支援に努める必要があります。

《考え方》

ＩＣＴの活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

主 要 施 策

① 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ICT の発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化を促進します。

また、障がいのある人の ICT の利用を促進するため、相談や情報提供、障がいに対応した情報コミュニケーション機器等の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。

- 関係機関との連携を強化し、地域の医療、介護、保健、福祉に関する情報を効果的に収集、分析し、障がいのある人や地域住民、関係機関への迅速な情報提供に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、意思疎通に障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。

② 意思疎通支援の充実

- 意思疎通に障がいのある人に対し、多様な意思疎通手段を活用し円滑に意思疎通が行えるよう、意思疎通手段の理解の促進、環境の整備など、障がいの特性に応じた意思疎通に関する施策を推進します。

③ 選挙等における配慮

- 障がいのある人が重要な権利である選挙権を行使できるように、町選挙管理委員会と協力し、不在者投票の周知や投票所・期日前投票所における段差解消などのバリアフリー化、駐車場の確保等、必要な取組を進めます。

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

I 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、障がい児支援といった課題に対応するため、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国や北海道が定める基本指針に基づき、本計画期間が終了する令和8年度を目標年度として次に掲げる事項の成果目標を設定します。

成果目標は、第6期計画における数値目標に対する実績（見込み）を考慮するとともに、障がい福祉サービスの利用状況や障がいのある人の意向、本町の現状を総合的に勘案したうえで設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町の令和4年度末の施設入所者は38人となっており、第6期計画期間における地域移行者は、国の基本指針に基づき6%減少の3人を目標としていましたが、グループホーム等への入所による地域生活への移行はありませんでした。

第7期計画における国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本としているため、本町は2.28人以上（38人×6%）が基本となることから、3人を目標とします。

また、令和8年度末の施設入所者が令和4年度末の施設入所者から5%以上削減することが基本となっていることから、入所者減少見込数を2人とします。

▼第7期計画における数値目標

事 項	数値	備考
令和4年度末の入所者数 (A)	38 人	
令和8年度末の入所者数 (B)	36 人	
入所者減少見込数 (A)-(B)	2 人	(A)の値の5%以上
地域生活移行者数	3 人	(A)の値の6%以上

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、第5期障がい福祉計画より国の基本指針に成果目標として位置付けられています。

引き続き、入院後の経過や定期的な状況確認等により、足寄町障害者自立支援協議会実務者部会による協議の場を通じて、関係機関や医療機関との連携を図り、入院している精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

(参考) 都道府県における成果目標(国基本指針)

事 項	令和8年度 目標値
精神障がい者の病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上
退院率	3か月後 68.9%以上 6か月後 84.5%以上 1年後 91.0%以上

(参考) 北海道の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

項目	数値	備考
入院後3か月時点の退院率	68.9%	令和8年度における入院後3か月時点の退院率(R1の退院率62.2%)
入院後6か月時点の退院率	84.5%	令和8年度における入院後6か月時点の退院率(R1の退院率77.1%)
入院後1年時点の退院率	91.0%	令和8年度における入院後1年時点の退院率(R1の退院率85.2%)
精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)	330.1日以上	令和8年度の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数(R1の地域平均生活日数330.1日)
精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上 5,304人以下 (現状以下) 65歳未満 2,514人以下 (現状以下)	令和8年度末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数(R4の長期入院患者数) 65歳以上 6,786人 65歳未満 2,848人
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第7期計画における国の基本指針においては、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

これまで、本町では地域生活支援拠点等の整備に向けて検討を進め、令和3年度に「基幹相談支援センター」と「福祉ホーム」の機能を併せ持つ地域生活支援拠点施設を整備しました。今後はその機能充実のため運用状況の検証及び検討を行い、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域全体で支えるサービス体制を構築することとします。

▼第7期計画における数値目標

事 項	数値
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回／年

地域生活支援拠点等とは

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

厚生労働省では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域では、障がい者の地域生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すこととされています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者を、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍とすることとし、就労移行支援事業については 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については 1.28 倍以上とすることを基本としています。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること、就労定着支援事業の利用者数は令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本としています。

本町の福祉施設の利用者のうち、令和 3 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人は 2 人（就労継続支援 B 型 2 人）となっており、2.56 人（2 人×1.28 倍）が基本となることから、令和 8 年に一般就労に移行する人の目標値を 3 人とします。

一般就労にはフルタイム・パートタイム・常勤・非常勤・季節労働などの多様な働き方がありますが、十勝障がい者就業・生活支援センターだいち等の関係機関と連携し、障がいのある人やその家族、障がいのある人を雇用している（今後雇用を検討している）企業を対象とした個別相談会の開催等を通じて、双方の不安感の解消や相互理解の促進を図るとともに、障がいのある人やその家族、企業をはじめ広く地域住民に対し、就労場所の確保・拡大を目的とした研修会や、情報交換会の場を設定することで、障がいのある人の意欲や障がい特性に応じた一般就労への移行を支援します。

▼第 7 期計画における数値目標

事 項	数値
令和 3 年度の一般就労移行者数 うち就労移行支援事業利用者 うち就労継続支援 A 型利用者 うち就労継続支援 B 型利用者	2 人 (0 人) (0 人) (2 人)
令和 8 年度中の一般就労移行者数 うち就労移行支援事業利用者 うち就労継続支援 A 型利用者 うち就労継続支援 B 型利用者	3 人 (0 人) (0 人) (3 人)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないものとされています。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本町では、平成3（1991）年に「心身障害児通園施設あゆみ園」、平成15（2003）年に「児童デイサービスセンターあゆみ園」として、心身に障がいのある児童の療育の場として様々な事業を実施してサービスの提供に努めており、平成24（2012）年7月からは「児童発達支援センターあゆみ園」として運営しているため、「児童発達支援センターあゆみ園」が実施する児童発達支援事業により障がい児やその家族に対する支援を行い、必要に応じて「発達支援センター帯広あおぞら」や「医療型発達支援センター」との連携を図ることとします。

また、平成24（2012）年7月から子どもセンター内に保育所等訪問支援事業所を設置し、利用できる体制を構築していますが、従前より指導員が小学校・中学校・高校を定期的に訪問し、授業参観及び支援会議の開催等、障がい児に合わせた支援を行っていることから、保育所等訪問支援の利用はありません。

▼第7期計画における数値目標

事 項	数値
児童発達支援センターの設置	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	—

※児童発達支援は { ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
の 2 類型
②それ以外の「児童発達支援事業」

【児童発達支援センターと児童発達支援事業の違い】

○センター、事業のいずれも、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うことは「共通」ですが、

- ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。十勝では帯広市にある「発達支援センター帯広あおぞら」1箇所のみ指定されています。
- ・「事業」は、専ら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場です。
「あゆみ園」は②の児童発達支援事業を行う児童発達支援事業所となっています。

★児童発達支援には、上肢・下肢・体幹機能に障がいがある児童を対象とした「医療型児童発達支援」があり、道内は旭川市、函館市にそれぞれ「医療型発達支援センター」があります。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本としており、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないものとされています。

本町では現在需要はありませんが、身近な地域で支援を受けられるように、需要動向を見ながら足寄町児童発達支援センターにおいて対応できるよう体制づくりを進めます。また、放課後等デイサービス事業については、福祉サービス事業者と連携し、地域生活支援事業の日中一時支援事業において対応できるよう体制づくりを進めます。

▼第 7 期計画における数値目標

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

事 項	数値
児童発達支援事業所	1 箇所
放課後等デイサービス	—

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないものとされています。

本町では現在医療的ケアを必要とする障がい児はいませんが、子どもセンターと教育委員会を中心に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の他職種連携により専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保します。また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講により、医療的ケア児の支援を総合調整できるコーディネーターを養成し、配置します。

▼第 7 期計画における数値目標

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

事 項	数値
協議の場の設置	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	1 人

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和 8 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討することとされています。

本町では、障がいのある人やその家族等のニーズを受け止める一元的な相談支援体制として、「基幹相談支援センター」及び「障がい者虐待防止センター」を「足寄町障害者地域生活支援センター」に設置しています。今後は多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

また、相談支援事業所との連携強化を図るとともに、相談支援事業所に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援に取り組みます。

▼第 7 期計画における数値目標

事 項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこととされています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保し、令和 8 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することが基本とされています。

障がい福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。利用者が真に求めるサービスの提供が行われるためには、サービスの質の向上が欠かせないことから、北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修に担当職員が積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる障がい福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有等により、障がい福祉サービスの質の向上に取り組めます。

▼第 7 期計画における数値目標

事 項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1 回	1 回	1 回

Ⅱ 活動指標等

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図ります。

1 障がい福祉サービス・相談支援

【訪問系サービス】

名 称	事 業 の 概 要
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	障がい者等の居宅において、①入浴、排せつ、食事等 ②調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談、助言等 を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を要する障がい者に対して、①居宅における入浴、排せつ、食事等の介護 ②居宅における調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談、助言等 ④外出時における移動中の介護 ⑤病院等入院・入所する障がい者に対する意思疎通の支援等 を行うサービスです。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、①外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。） ②移動の援護、排せつ、食事の介護等 を行うサービスです。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等 包 括 支 援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち四肢の麻痺・寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方等に対して、複数のサービスを組み合わせて包括的に提供するサービスです。

■第7期計画のサービス見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	275 時間	275 時間	275 時間
	利用者数(人)	25 人	25 人	25 人

- ・実績に基づき、利用者数・利用時間の伸び率や推移等を勘案し、各年度の見込量を算出しました。

▼訪問系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援サービスについて、これまで利用希望はありませんが、サービスの提供体制について検討を進めます。
- ・サービス提供事業所においては、ヘルパー等の確保に苦慮していることから、足寄町介護従事者就業支援等補助金制度の活用等により、サービス提供体制の充実強化、事業所の人材確保・職員定着を図ります。

【日中活動系サービス、訓練系・就労系サービス】

名 称	事 業 の 概 要
療 養 介 護	病院等での長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、①病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話 ②療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療としての提供 行うサービスです。
生 活 介 護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方に対して、①入浴、排せつ、食事等の介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談、助言 ④創作的活動又は生産活動の機会の提供 ⑤その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助等 を行うサービスです。
短 期 入 所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間、当該施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者に対して、①居宅・事業所等での理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ②生活等に関する相談、助言等を行うサービスです。
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者に対して、①居宅・事業所等での入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練 ②生活等に関する相談、助言等を行うサービスです。
自 立 訓 練 (宿 泊 型)	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊による生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な方に対して、①居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるために必要な訓練 ②生活等に関する相談、助言等を行うサービスです。

名 称	事 業 の 概 要
就 労 移 行 支 援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者に対して、①生産活動、職場体験等の機会の提供 ②就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ③求職活動に関する支援 ④適性に応じた職場の開拓等を行うサービスです。
就 労 継 続 支 援 (雇用型・A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に対して、①就労・生産活動等の機会の提供 ②就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等 を行うサービスです。
就 労 継 続 支 援 (非雇用型・B型)	就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、①就労・生産活動等の機会の提供 ③就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等 を行うサービスです。
就 労 定 着 支 援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、就労の継続を図るため、①企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整 ②雇用に伴い生じる日常生活・社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言等を行うサービスです。

■第 7 期計画のサービス見込量

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療 養 介 護	利用者数（人）	1 人	1 人	1 人
生 活 介 護	利用者数（人）	43 人	43 人	43 人
	利用量（人日／月）	989 人日	989 人日	989 人日
短 期 入 所 （福祉型・医療型）	利用者数（人）	5 人	5 人	5 人
	利用量（人日／月）	25 人日	25 人日	25 人日
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	—	—	—
	利用量（人日／月）	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	—	—	—
	利用量（人日／月）	—	—	—
自立訓練（宿泊型）	利用者数（人）	—	—	—
	利用量（人日／月）	—	—	—
就 労 移 行 支 援	利用者数（人）	—	—	—
	利用量（人日／月）	—	—	—
就 労 継 続 支 援 （雇 用 型 ・ A 型）	利用者数（人）	—	—	—
	利用量（人日／月）	—	—	—
就 労 継 続 支 援 （非雇用型・B 型）	利用者数（人）	34 人	34 人	34 人
	利用量（人日／月）	782 人日	782 人日	782 人日
就 労 定 着 支 援	利用者数（人）	—	—	—

- ・実績及び支援学校卒業見込者の進路希望等を考慮し、各年度の 1 月あたりの見込量を算出しました。

▼必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・相談支援から利用者の希望を把握するとともに、事業所や関係機関と連携し、サービスの質の向上に努めます。

【施設系サービス、居住系サービス】

名 称	事 業 の 概 要
施 設 入 所 支 援	主として夜間において、施設に入所する障害者に対して、①入浴、排せつ、食事等の介護 ②生活等に関する相談、助言等 を行うサービスです。
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	主として夜間において、入居する障害者に対して、地域で自立した日常生活を営むために、①相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助 ②利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の支援等 を行うサービスです。
自 立 生 活 援 助	自立した日常生活を営むために、居宅において単身等で生活する障害者に対して、①定期的な居宅訪問等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を踏まえた必要な情報提供、助言、相談 ② 関係機関との連絡調整等 を行うサービスです。

■第7期計画のサービス見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施 設 入 所 支 援	利用者数(人)	35 人	35 人	35 人
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	利用者数(人)	25 人	25 人	25 人
自 立 生 活 援 助	利用者数(人)	—	—	—

- 実績及び支援学校卒業見込者の進路希望等を考慮し、各年度の1月あたりの見込量を算出しました。

▼必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 本町には施設系サービス、居住系サービスを提供できる事業所がないことから、すべて町外所在のサービスに依存している状況となっています。

居住系サービスについては、障がい者が地域における自立した社会生活を営む上で重要な役割を担う社会資源であることから、障がい者の地域生活への移行を支援していくため、必要なサービスを提供できる体制の整備に向けた検討を進めます。

【相談系サービス】

名 称	事 業 の 概 要
計 画 相 談 支 援	障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者）や地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者に対して、 【サービス利用支援】 ① 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前のサービス等利用計画案の作成 ② 支給決定後のサービス事業者等との連絡調整等、サービス等利用計画の作成 【継続サービス利用支援】 ① 障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ② サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 を行うサービスです。
地 域 相 談 支 援 （地域移行支援）	障害者支援施設等に入所している障害者・精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者に対して、①住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 ②地域移行に当たっての障害福祉サービスの体験的な利用支援 ③地域移行に当たっての体験的な宿泊支援 を行うサービスです。
地 域 相 談 支 援 （地域定着支援）	地域生活を継続していくために、常時連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる障害者に対して、①常時連絡体制の確保、適宜居宅への訪問等による利用者の状況把握 ②障害特性に起因して生じた緊急事態における相談等の支援 ③関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援 を行うサービスです。

■第7期計画のサービス見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 相 談 支 援	利用見込者数（人）	110人	110人	110人
地 域 相 談 支 援 （地域移行支援）	利用見込者数（人）	—	—	—
地 域 相 談 支 援 （地域定着支援）	利用見込者数（人）	—	—	—

- 実績及び新たな障がい福祉サービスの支給決定者等を考慮し、各年度の見込量を算出しました。

▼必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 計画相談支援については、障がいサービス利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所と連携して相談支援の質の確保・向上に努めます。
- 地域相談支援については、指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制の検討を進めます。

2 補装具

補装具は、身体に障がいのある人に対し、失われた身体機能を補完・代替するもので、身体障がい者の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的とし、また、身体に障がいのある児童については将来、社会人として独立自活するための基礎を育成することを目的として、補装具の購入費や修理費の支給を行います。

■第6期計画の支給実績

単位：件

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	上肢						
	下肢	2※		2	1	1	
	靴型	2※	3		1	2	
補聴器	高度難聴用ポケット型						
	高度難聴用耳掛け型	1		1		2	
	重度難聴用ポケット型						
	重度難聴用耳掛け型	1		1		1	
車椅子	普通型	1			3	2	
	リクライニング・手押し型					2※	
	リクライニング・ティルト型						1
座位保持装置 普通型						1※	
歩行器		2		1			
歩行補助つえ		1					

令和5年度は10月末現在

※令和3年度の義肢（下肢・靴型）購入、令和5年度的車椅子（リクライニング・手押し型）・座位保持装置普通型購入は障がい児。

▼取組の方向

- ・ 今後もわかりやすい情報提供を行い、補装具の給付を希望する障がい者への周知及び把握に努め、日常生活の能率向上を図るとともに、医療機関や北海道心身障害者総合相談所等の関係機関と連携し、公平・公正な支給に努めます。

3 障がい児支援

【障がい児通所系サービス】

名 称	事 業 の 概 要
児 童 発 達 支 援	療育の観点から集団療育・個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児に対して、 ① 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 ② 集団生活への適応訓練等 を行うサービスです。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、 ① 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 ② 集団生活への適応訓練、 ③ その他必要な支援、治療 を行うサービスです。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園・大学を除く。）に就学している障がい児に対して、授業終了後・休業日に児童発達支援センター等において、 ① 生活能力の向上のために必要な訓練 ② 社会との交流の促進等 を行うサービスです。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対して、居宅において、 ① 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 ② 集団生活への適応訓練等 を行うサービスです。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通い、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

【児童発達支援】

■第 7 期計画のサービス見込量

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人）	7 人	7 人	7 人
利用量（人日/月）	105 人日	105 人日	105 人日

▼児童発達支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 障がい児の発達に合わせた支援を行うため、学校等の関係機関や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【放課後等デイサービス】

本町では放課後等デイサービスを行う事業所はありませんが、福祉サービス事業者と連携し、地域生活支援事業の日中一時支援事業により、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がい児に対して必要な訓練や社会との交流の促進等のサービスが提供できる体制を整備しています。

■第 7 期計画のサービス見込量

放課後等デイサービス	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人）	—	—	—
利用量（人日/月）	—	—	—

【保育所等訪問支援】

本町では、平成 24 年 7 月から子どもセンター内に保育所等訪問支援事業所を設置していますが、従前より指導員が小学校・中学校・高校を定期的に訪問し、授業参観及び支援会議の開催等、障がい児に合わせた支援を行っていることから、保育所等訪問支援の利用はありません。

■第 7 期計画のサービス見込量

保育所等訪問支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数（人）	—	—	—
利用量（人日/月）	—	—	—

【障がい児相談支援】

障がい児相談支援事業は、障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害がい児（の保護者）に対して、

【障害児支援利用援助】

- ① 障がい児通所支援の申請に係る通所給付決定前の障がい児サービス等利用計画案の作成
- ② 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等、個別支援計画の作成

【継続障がい児支援利用援助】

- ① 障がい児通所支援の利用状況等サービス内容の検証（モニタリング）
- ② サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨を行うサービスです。

■第7期計画のサービス見込量

障がい児相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	7人	7人	7人

▼障がい児相談支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ サービス提供事業者等と連携し、障がい児への適切なサービス提供及び障がい児とその家族の不安軽減等を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制を確保します。

【その他の障がい児支援】

障がい児に対する支援については、足寄町児童発達支援センターを軸として、「足寄町子ども子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、関係機関との連携のもと、早期発見、早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

障がい児支援（子どもセンターによる独自の取組内容及び実績）

■児童相談の状況

【本人・保護者からの相談】

子どもセンターは、児童発達支援センター、子育て支援センター、認定こども園が併設され、他へき地保育所や学童保育所など子どもに関する施設を所管しています。町内の子どもに関することを一元化しており、就学後も学校や関係機関と密に連携しています。子育てや発達など様々な相談に対応し、また虐待や要支援世帯への支援を協議する事務局が設置されています。

子どもセンターで対応している相談種別では、約 6 割が「発達に関すること」です。幼児期には「ことばの遅れ」「動きの多さ」などを主訴とするものが多く、乳幼児健診で医師に発達相談を勧められるケースも増えています。情報が手に入りやすく過剰な現代では、保護者が心配で調べた内容がより不安になったというケースも少なくありません。障害や特性に関わらず保護者が安心して子育てできるよう丁寧に対応しています。学齢期には「学習の定着のしにくさ」「集団活動の不応答傾向」を主訴として学校からの相談が多くなり、認知バランスや特性に合わせた支援内容を相談しています。

相談者別（通告者）のうち、約 6 割が保護者および関係機関となっています。児童相談所や警察からの通告によるもの、医療機関から特定妊婦のケースが年々増えています。社会や地域で子どもを見守り育てる国の施策が強化されており、足寄町としても地域の実態とニーズに即した対応力の向上に取り組んでいます。

【学校との連携】

各学校の特別支援学級在籍の児童生徒の対応について、サポート会議を実施しています。認知バランスや特性に応じた関わり、また家族背景や地域での様子など生活に根ざした関わりや対応を共有しています。定期開催の他、子どもの状況や出来事に応じて実施しています。状況に応じて発達検査を実施することで、多角的なアセスメントをしながら対応方針を検討しています。

年度末には、就学や進級にあたっての引継ぎ会議に同席し、福祉的な視点からも情報共有を行う場を設けています。

また、子どもセンター職員を、足寄中学校に月 2 回、足寄高校に月 2 回、スクールカウンセラーとして派遣しており、生徒本人、保護者、教員との定期的な面談を実施しているほか、緊急対応が必要なケースに速やかに対応することとしています。

【協議の場】

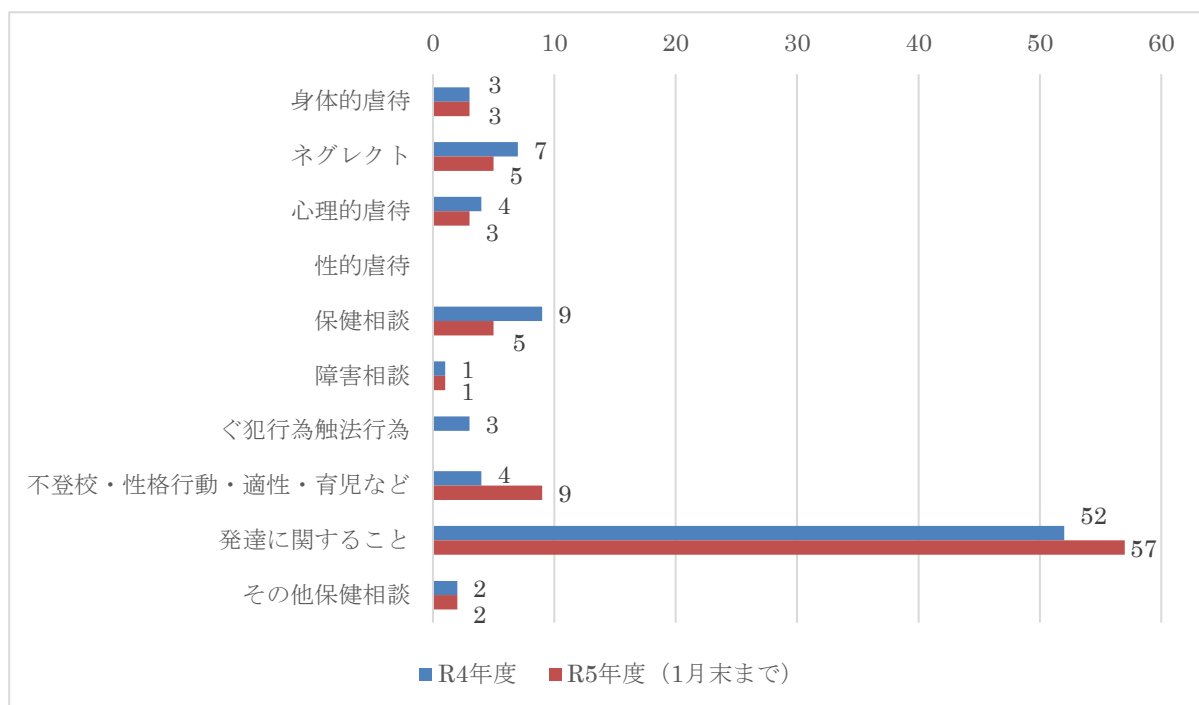
相談があったケースについては、速やかにサポート会議等を開催し、認定こども園、学校等の関係機関における支援体制を構築するほか、必要に応じて子育て世代包括支援センター会議や子ども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）等、関係機関で情報を共有し、早期かつ包括的に支援ができる体制を整備しています。

① 相談受理・相談種別（児童福祉法調査に準じた相談種別）

単位：件

年度	相談種別				保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	発達に関する事	その他保健相談	合計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待			ぐ犯行為触法行為	不登校・性格行動・適性・育児など			
令和4年度	3	7	4	0	9	1	3	4	52	2	85
令和5年度	3	5	3	0	5	1	0	9	57	2	85

※ 令和5年度は令和6年1月末現在

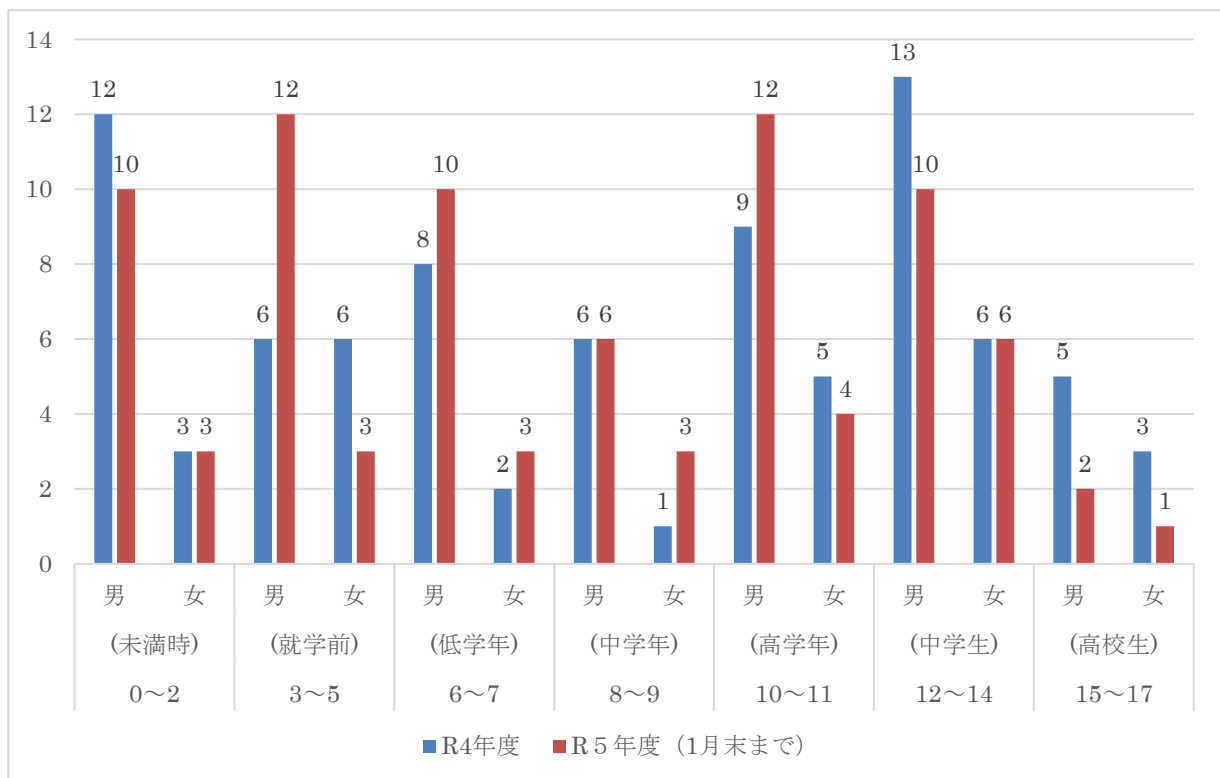


②年齢・性別

単位：人

年度	年齢		性別		0～2		3～5		6～7		8～9		10～11		12～14		15～17		合計	
					(未満時)		(就学前)		(低学年)		(中学年)		(高学年)		(中学生)		(高校生)			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	12	3	6	6	8	2	6	1	9	5	13	6	5	3	59	26				
令和5年度	10	3	12	3	10	3	6	3	12	4	10	6	2	1	62	23				

※ 令和5年度は令和6年1月末現在

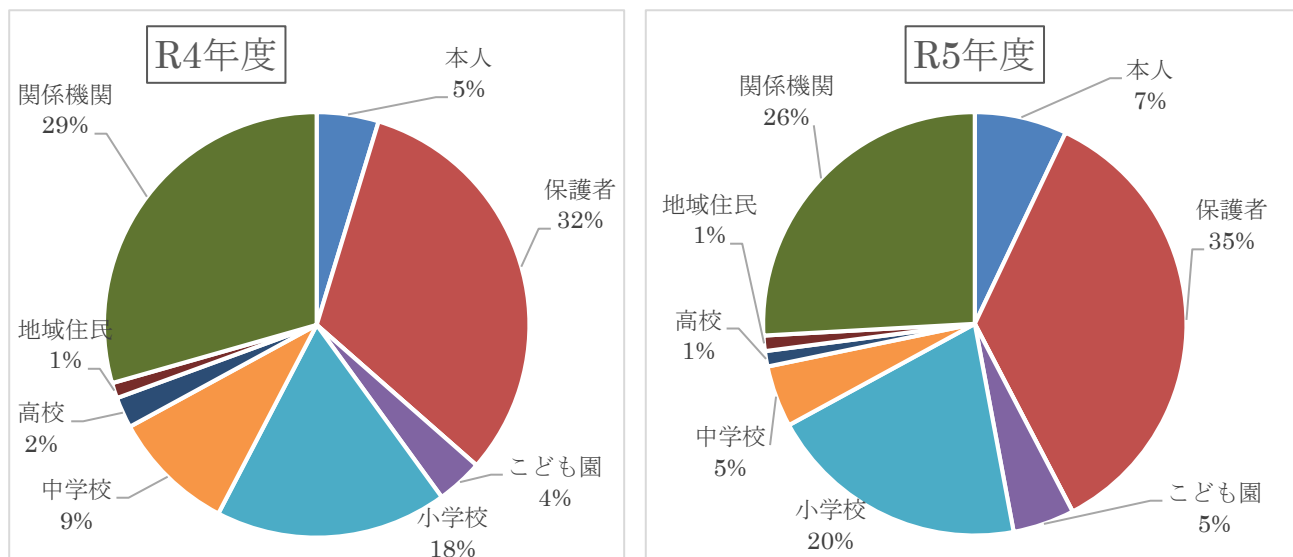


③相談者/通告者（虐待疑いの場合）

単位：人

	本人	保護者	祖父母	こども園	小学校	中学校	高校	地域住民	関係機関
令和4年度	4	27	0	3	15	8	2	1	25
令和5年度	6	30	0	4	17	4	1	1	22

※ 令和5年度は令和6年1月末現在



■児童発達検査

本町では、公認心理師資格を有する子どもセンター職員により、幼児には新版K式、学齢児童にはWISC-ⅢまたはⅣを用いて発達検査を実施しています。あゆみ園通園児/卒園児、特別支援学級在籍児童生徒に実施している他、継続して登校できない状況や学業不振など、認知バランスを知り本人に適した関わりや学習方法についてアセスメントの資料としています。

発達検査を実施した場合には、保護者面談を実施し、検査結果の説明を行い、学校生活や日常における学習・集団活動上の配慮や働きかけについて共有するとともに、保護者に丁寧に児童生徒の様子と関わりについて伝えることで、保護者の不安や負担軽減に努めています。

また、発達検査の結果について、保護者の了承を得たうえで、学校や教育委員会と情報共有のサポート会議を実施しており、児童生徒に関わる関係者たちが共有していくことで、地域関係者が連携を密にし、子どもの発達を見守っています。

④発達検査実施数

単位：件

	就学前	小学校	中学校	高校その他	合 計
令和4年度	3	18	11	0	29
令和5年度	0	11	0	0	11

※ ※令和5年度は令和6年1月末現在

4 地域生活支援事業

【理解促進研修・啓発事業】

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図る事業です。

障がい者施策を推進していくためには、町民に対して障がいや障がい者に関する正しい理解を促進することが重要であり、障がいを理由とする差別の解消についてのパンフレット配布や、「障がいがある方へのサポートブック」の発行等を実施してきました。

■第7期計画のサービス見込量

理解促進研修・啓発事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

▼理解促進研修・啓発事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消について町民の関心と理解を深めるため、町広報やホームページ等を活用した広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ 「障がいがある方へのサポートブック」の活用や、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発により、配慮を必要としている人への思いやりのある行動や、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図っていきます。

【自発的活動支援事業】

自発的活動支援事業は、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的に行われる障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。

町では、社会福祉協議会と連携し、身体障害者福祉協会足寄町分会やボランティアセンターの活動支援等を実施してきました。

■第7期計画のサービス見込量

自発的活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

▼自発的活動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 障がい者団体やボランティア団体の活動等、自発的な取組を支援します。

【相談支援事業】

相談支援事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者・障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

本町では基幹相談支援センターを足寄町障害者地域生活支援センターに設置し、町内の相談支援事業所と連携を図りながら、地域の障がい者等が生活する上で抱える諸問題につき、障がい者やその家族等からの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービス事業者との連絡調整を行っています。

■第7期計画のサービス見込量

相談支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業の実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無	—	—	—
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）実施の有無	有	有	有

▼相談支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 基幹相談センターと相談支援事業所を軸として、各関係機関と連携を図り、障がいのある人やその家族に対してより細かな対応ができる体制を構築し、幅広い相談に対応していきます。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい患者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これら障がい者の権利擁護を図る事業です。

町では、市民後見人の養成を目的とした養成研修等を実施してきました。今後、成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、制度の普及啓発や引き続き市民後見人の育成が必要です。

■第 7 期計画のサービス見込量

成年後見制度利用支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業の実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業利用見込み者数 (人／年)	1	1	1

▼成年後見制度利用支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 障がい者の権利が守られ、安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発を図ります。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会と連携し、制度に関する支援を行うほか、職員研修による相談・支援体制の充実を図ります。

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。足寄町では、社会福祉協議会が法人後見を行っているため、法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動を行うための支援等について検討を進める必要があります。

■第 7 期計画のサービス見込量

成年後見制度法人後見支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業実施の有無	有	有	有

【意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）】

意思疎通支援事業は、聴覚、言語、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とのその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。本町では平成 24 年度より北海道内において手話通訳者の広域派遣体制を整備しましたが、これまでの利用はありません。また、令和 4 年度から福祉課窓口・足寄町障害者地域生活支援センターにネットワーク機器等を設置し、北海道ろうあ連盟と遠隔手話サービス提供に係る業務委託契約を締結し、聴覚障害者の意思疎通支援体制を整備していますが、現在まで利用はありません。今後も引き続き制度の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。

■第 7 期計画のサービス見込量

意思疎通支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用 見込み者（人／年）	1	1	1
手話通訳者設置見込み者数	—	—	—

▼意思疎通支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ コミュニケーション支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

【日常生活用具給付等事業】

日常生活用具給付等事業は、障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与、住宅改修の支援等により、日常生活の便宜を図る事業です。本町では、手帳交付時に「手帳のてびき」を配布するとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じ情報提供を行い、日常生活用具の給付等を実施しています。

■第 7 期計画のサービス見込量

単位：件

日常生活用具給付等事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排泄管理支援用具	160	160	160
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	1	1	1

▼日常生活用具給付等事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 今後もわかりやすい情報提供を行い、日常生活用具の給付を希望する障がい者への周知及び把握に努め、日常生活の利便性向上を図ります。
- ・ 日常生活用具の性能向上や新たな品目などの情報収集を行い、利用者のニーズを踏まえた対象品目の見直しなどを随時検討していきます。

【手話奉仕員養成研修事業】

手話奉仕員養成研修事業は聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。本町では、令和元年6月に帯広市と「奉仕員養成研修事業の実施及び費用負担に関する協定」を締結し、帯広市で開催される研修への広域参加が可能となったことから、事業の周知に努め、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成を推進します。

■第7期計画のサービス見込量

手話奉仕員養成研修事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録見込み者数	1	1	1

【移動支援事業】

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。本町では通所・通学時の移動も含む「社会生活上必要不可欠な外出」と「余暇活動等の社会参加のための外出」それぞれ1月当たり10時間を限度として利用を可能としています。

また、移動手段がなく、継続的な治療を要するじん臓機能障がい者について、足寄町国民健康保険病院への通院を支援する乗り合いの移動支援も実施しています。

■第7期計画のサービス見込量

移動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数（箇所）	3	3	3
実利用見込み利用者数（人）	30	30	30
延利用見込み時間数（時間）	300	300	300

※じん臓機能障がい者通院支援事業を除く。

▼移動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促進します。
- ・ じん臓機能障がい者の通院を支援します。

※その他移動支援に関する事業

- ① 足寄町市街地コミュニティバスの運行
- ② 高齢者・障がい者等通院支援事業

【地域活動支援センター事業】

地域活動支援センター事業は、在宅の障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業です。町内では、NPOが町の指定により基礎的事業として足寄町地域活動支援センター事業を実施しています。また、広域利用に係る協定締結により十勝管内の地域活動支援センターの利用も可能となっています。

■第7期計画のサービス見込量

地域活動支援センター事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内実施箇所数（箇所）	1	1	1
町内実利用者数（人）	1	1	1
町外実施箇所数（箇所）	1	1	1
町外実利用見込み者数（人）	1	1	1

▼地域活動支援センター事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 在宅の障がい者等の利用促進に向けた周知活動を継続し、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進を図ります。

【日中一時支援事業】

日中一時支援事業は、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、送迎サービスその他必要な支援を行う事業で、障がい者等の家族の就労や一時的休息（レスパイト）の支援につながっています。

■第7期計画のサービス見込量

日中一時支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（箇所）	2	2	2
実利用者数（人）	30	30	30
延利用者数（人）	2,800	2,800	2,800

▼日中一時支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 事業継続により障がい者等の支援が行えるよう事業実施事業者と連携を図ります。

【自動車改造助成事業】

自動車改造助成事業は、重度の身体障がい者等が就労に伴い自動車の改造に要する経費について、1台あたり10万円を限度として助成することにより社会復帰を支援する事業です。

■第 7 期計画のサービス見込量

自動車改造助成事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用者数（人）	1	1	1

▼自動車改造助成事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 重度の身体障がい者の就労や社会復帰を支援するため、事業を継続します。

【訪問入浴サービス事業】

訪問入浴サービス事業は、入浴が困難な在宅の身体障がい者（介護保険法に規定する要介護認定者は除く。）の居宅を訪問し、入浴介護を行う事業です。町内には、本サービスを提供する事業所はなく、これまで利用希望もありませんでした。ニーズの把握に努め、必要なサービス提供体制及び代替サービス等を検討していきます。

■第 7 期計画のサービス見込量

訪問入浴サービス事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施の有無	—	—	—

【生活サポート事業】

生活サポート事業は、法に基づく介護給付支給決定以外の障がい者等について、地域での自立した生活の継続を可能とするため、1 月あたり 10 時間を限度として家事援助等の日常生活における軽易な支援を行う事業です。利用は減少していますが、法に基づく介護給付（居宅介護）を補完する事業として継続が必要です。

■第 7 期計画のサービス見込量

生活サポート事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用者数（人）	1	1	1

▼生活サポート事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 制度の周知を図り、サービスを必要とする障がい者等の日常生活における軽易な支援を推進します。

【福祉ホーム事業】

福祉ホーム事業は、住居を必要とする障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居室その他の設備の提供を行う事業です。

本町では、NPO 法人により平成 21 年 4 月に福祉ホームを開設し運営していましたが、令和 3 年度に地域生活支援拠点施設として福祉ホームの機能を持つ足寄町障害者地域生活支援センターを整備し、令和 4 年度より NPO 法人に指定

管理委託し福祉ホームの運営を行っています。

■第 7 期計画のサービス見込量

福祉ホーム事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用者数（人）	10	10	10

▼福祉ホーム事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・ 体験入居を有効に活用し、障がい者の自立した日常生活や社会生活を推進します。
- ・ サービス提供事業所と連携し、居住支援を必要とする障がい者が円滑に利用できるよう支援を継続します。

巻末資料

I 策定経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月13日	第1回足寄町障害者自立支援協議会（策定方針等決定）
11 月	障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査の実施
令和 6年 2月 8日	計画（案）に対するパブリックコメント実施要領制定
2月 9日 ～ 2月18日	パブリックコメント（町民意見募集）の実施
令和 6年 2月20日	第2回足寄町障害者自立支援協議会（計画最終案承認）

II 足寄町障害者自立支援協議会委員名簿

令和6年3月現在（敬称略）

役 職	氏 名	所属団体・職名
会 長	櫻 井 保 志	足寄町社会福祉協議会 事務局長
副会長	帯 谷 昭 子	NPO 法人 ママサポートえぷろん 理事長
委 員	中 鉢 英 治	NPO 法人 障がい児・者地域サポートふれあい
委 員	武 田 勝 子	十勝地区身体障害者福祉協会足寄町分会 副会長
委 員	木 村 昭	足寄町自治会連合会 副会長
委 員	松 崎 晴 美	足寄町商工会 理事
委 員	林 恵	NPO 法人 よりそい倶楽部
委 員	守 口 麻 幸	十勝障がい者総合相談支援センター 地域づくりコーディネーター

Ⅲ 足寄町障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査結果

障がい福祉サービス利用に関するアンケート集計表

ふくすうかいとうとう ぜんたいほう ごさ しょう
※複数回答等により、全体数に誤差が生じているものがあります。

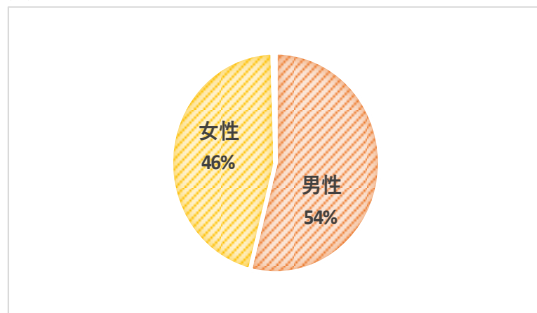
じつちようさたいしょうにんずう にん
実調査対象人数454人

回答者の属性

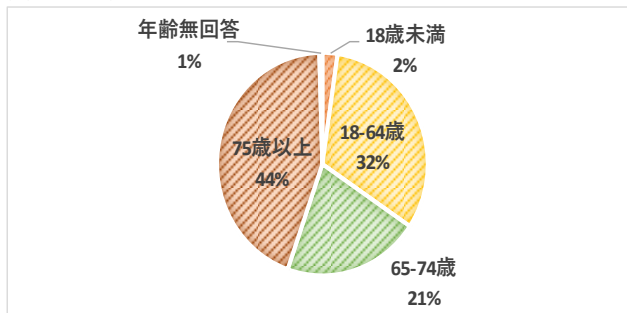
ふくすう てちようしよじしゃ かいとう けいじよう ちようさにんずう いっち たんに にん
※複数の手帳所持者の回答は、それぞれに計上されているため、調査人数とは一致しません。 (単位：人／％)

てちよう 手帳 しゅべつ 種別	ねんれい 年齢	だんせい 男性			じょせい 女性			せいべつ 性別	ごうけい 合計	
		ちようさたいしょう 調査対象	かいとうすう 回答数	かいとうりつ 回答率	ちようさたいしょう 調査対象	かいとうすう 回答数	かいとうりつ 回答率	むかいとう 無回答	かいとうすう 回答数	かいとうりつ 回答率
身 体 たい	さいみまん 18歳未満	176	1	44.9%	174	0	39.1%	0	1	42.3%
	さい 18-64歳		16			12		0	28	
	さい 65-74歳		19			16		1	36	
	さいいじよう 75歳以上		42			40		0	82	
	ねんれいむかいとう 年齢無回答		1			0		0	1	
	しょう けい 小 計		79			68		1	148	
療 育 い	さいみまん 18歳未満	36	2	25.0%	20	1	30.0%	0	3	26.8%
	さい 18-64歳		4			4		0	8	
	さい 65-74歳		1			0		0	1	
	さいいじよう 75歳以上		2			1		0	3	
	ねんれいむかいとう 年齢無回答		0			0		0	0	
	しょう けい 小 計		9			6		0	15	
精 神 保 健 福 祉	さいみまん 18歳未満	15	0	73.3%	23	0	39.1%	0	0	52.6%
	さい 18-64歳		5			7		0	12	
	さい 65-74歳		1			1		0	2	
	さいいじよう 75歳以上		5			1		0	6	
	ねんれいむかいとう 年齢無回答		0			0		0	0	
	しょう けい 小 計		11			9		0	20	
(精 神 通 院)	さいみまん 18歳未満	24	0	70.8%	22	1	68.2%	0	1	69.6%
	さい 18-64歳		10			11		0	21	
	さい 65-74歳		3			3		0	6	
	さいいじよう 75歳以上		4			0		0	4	
	ねんれいむかいとう 年齢無回答		0			0		0	0	
	しょう けい 小 計		17			15		0	32	
合 計	さいみまん 18歳未満	251	3	46.2%	239	2	41.0%	0	5	43.9%
	さい 18-64歳		35			34		0	69	
	さい 65-74歳		24			20		1	45	
	さいいじよう 75歳以上		53			42		0	95	
	ねんれいむかいとう 年齢無回答		1			0		0	1	
	ごう けい 合 計		116			98		1	215	

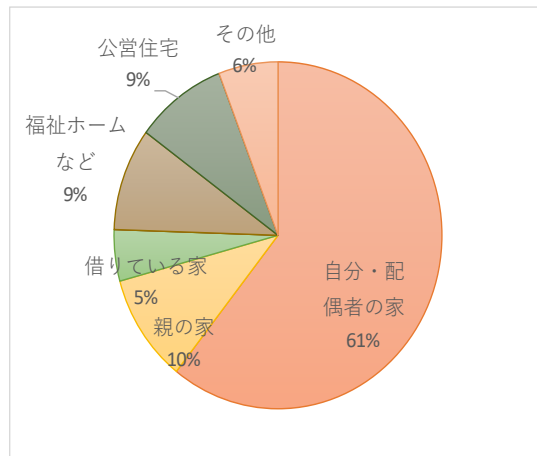
かいとう しゃ せいべつ
回答者性別



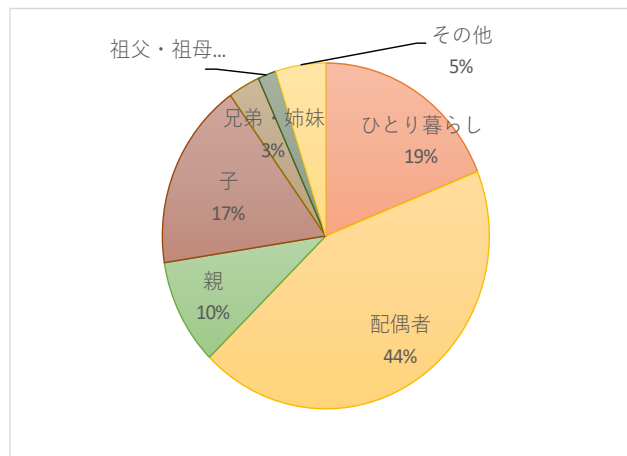
かいとう しゃ ねんだい
回答者年代



きょじゅう
居住



どうきょしゃ
同居者

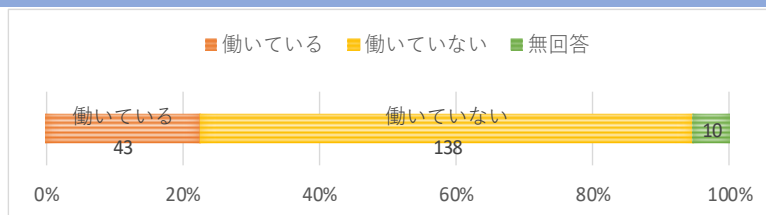


ちょうさひょう かいしゅうじょうきょう
調査票の回収状況

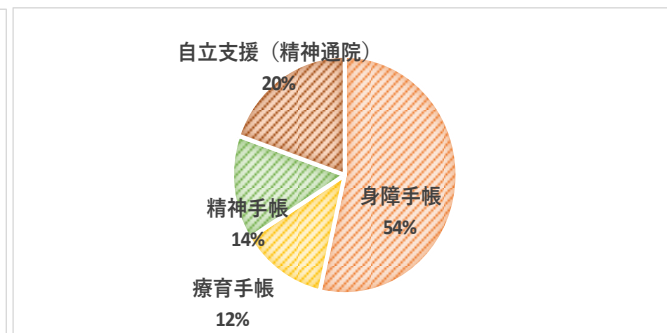
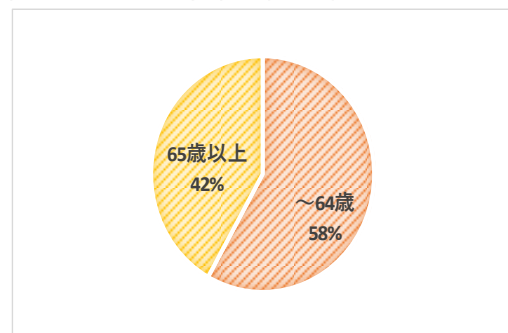
回収率は全体で 43.9% (215人)、男性 46.2% (116人)、女性 41.0% (98人) であり、障がい種別・年齢別においても概ね平均的な回答の割合です。

しゅうろう ～ げんざい はたら
就労 ～ 現在、働いていますか。

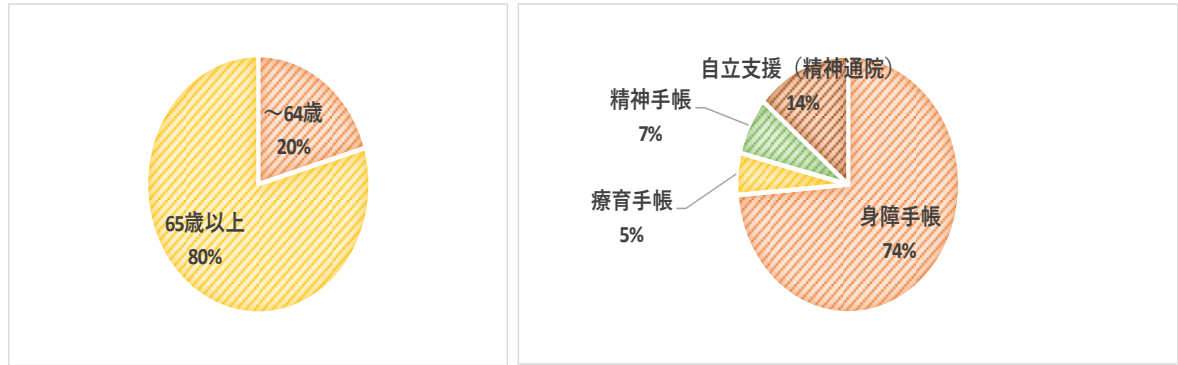
はたら 働いている	43
はたら 働いていない	138
むかいとう 無回答	10



はたら ひと ねんれい しょう しゅべつ
働いている人の年齢・障がい種別



はたら ひと ねんれい しょう しゅべつ
働いていない人の年齢・障がい種別



はたら ひと こやう けいたい
働いている人の雇用形態

せいしやいん、せいしよくいん 正社員、正職員	3
ひせいましやいん パートタイム、アルバイトなどの非正規社員	10
ないしよく 内職	0
じえいぎやう 自営業	9
さぎやうじよ ふくしてきしゅうろう 作業所（ふれあい）などの福祉的就労	12
た その他	6
むかいどう 無回答	2

た かいどう うちわけ しゅうろう のうぎょうてつだ はけん
その他回答の内訳は、就労センター、農業手伝い派遣などとなっています。

はたら りゆう
働いていない理由

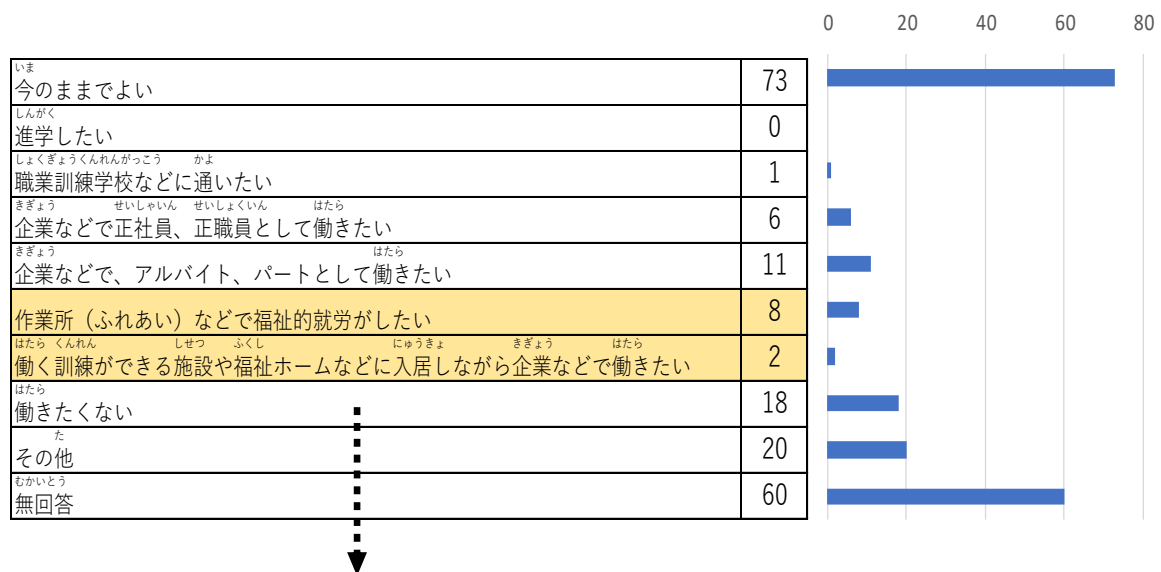
さいがくちゅう（みしゅうがく） 在学中（未就学）のため	3
じゅうど しょう はたら 重度の障がいがあり働くことができない	3
びやうき はたら 病気のため働くことができない	10
しょう ていど あ しごと 障がいの程度に合った仕事がない	3
つうきんしゅだん 通勤手段がない	0
ちんきん ろうどうじょうけんじぶん きぼう あ 賃金や労働条件が自分の希望と合わない	3
しゅうしょくかつどう こやう 就職活動をしているが、雇用してもらえない	0
はたら 働きたくない	0
しごと ひつよう 仕事をする必要がない	2
た その他	4
むかいどう 無回答	0

うち64歳以下

3	8
0	
3	
0	
0	
2	

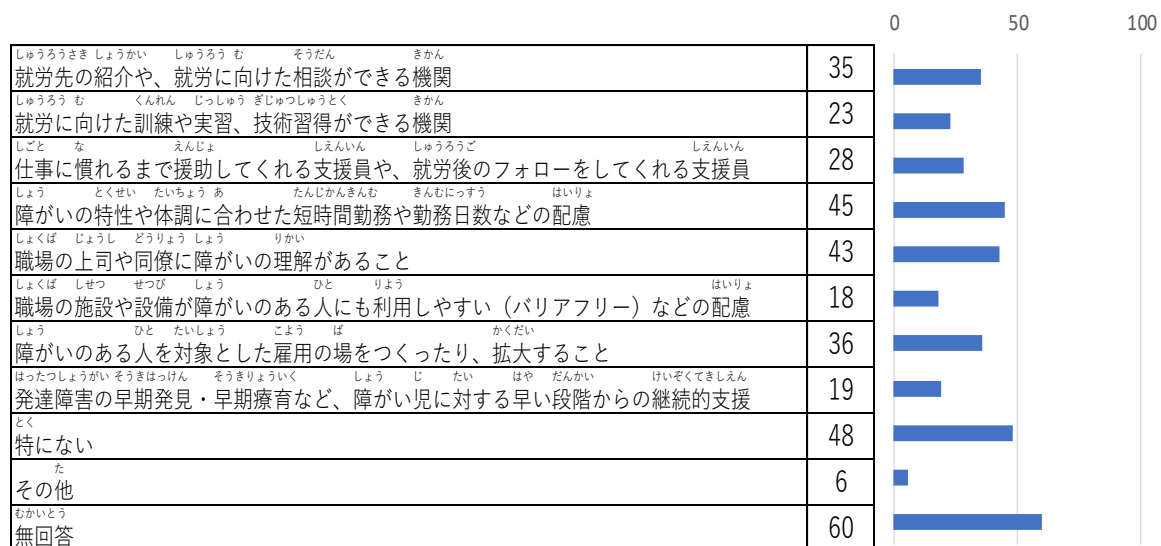
た かいどう りゆう こうれい しせつ にゅうしょちゆう りゆう あ
その他回答の理由には、高齢、施設入所中といった理由が挙げられています。

就労 ～ 今後、どのような仕事をしたいと思いますか。



現在働いていない人のうち、福祉的就労や福祉ホームなどに入居しながら就労したいといった、障がい福祉サービスの利用意向がある人は10人となっています。

就労 ～ 就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

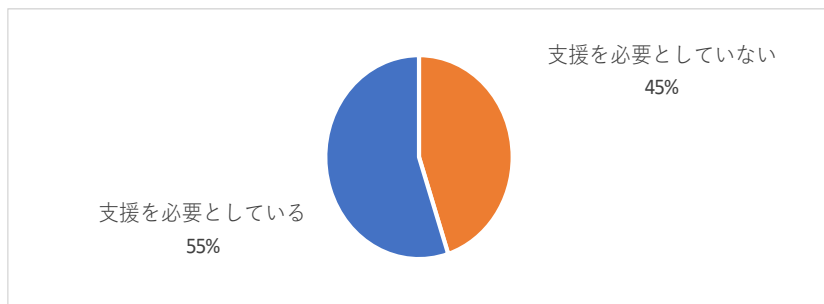


就労支援に必要なこととして、「障がいの特性や体調に合わせた短時間勤務や勤務日数などの配慮」が一番多く、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「障がいのある人を対象とした雇用の場をつくったり、拡大すること」と続きますが、他の項目においても必要と回答された方が多くいます。就労するまでではなく、就労先との調整など、継続して働き続けていく過程で一人ひとりに合わせて支援していく体制が必要です。

日常・地域生活 ～ 現在、日常生活に支援を必要としていますか。

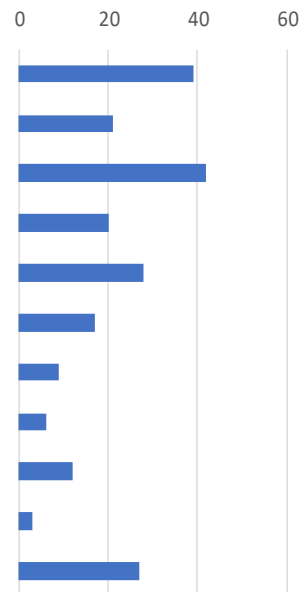
支援を必要としている 98

支援を必要としていない 80



必要としている支援

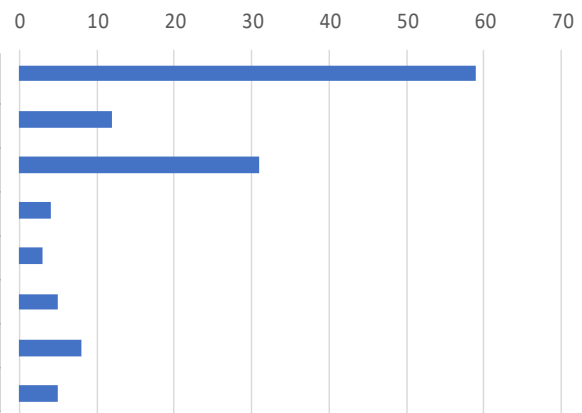
掃除・洗濯・買い物・調理など（家事援助全般）	39
食事介助・入浴介助など（身体介護全般）	21
外出・通院の支援	42
お金の管理	20
困った時に相談できること	28
人とのコミュニケーション	17
作業所（ふれあい）など就労のための訓練の場	9
福祉ホーム（ぽのぽの）などで生活するための体験の場	6
ショートステイなどの緊急時の受け入れ	12
その他	3
無回答	27



その他回答では、交通手段などが挙げられています。

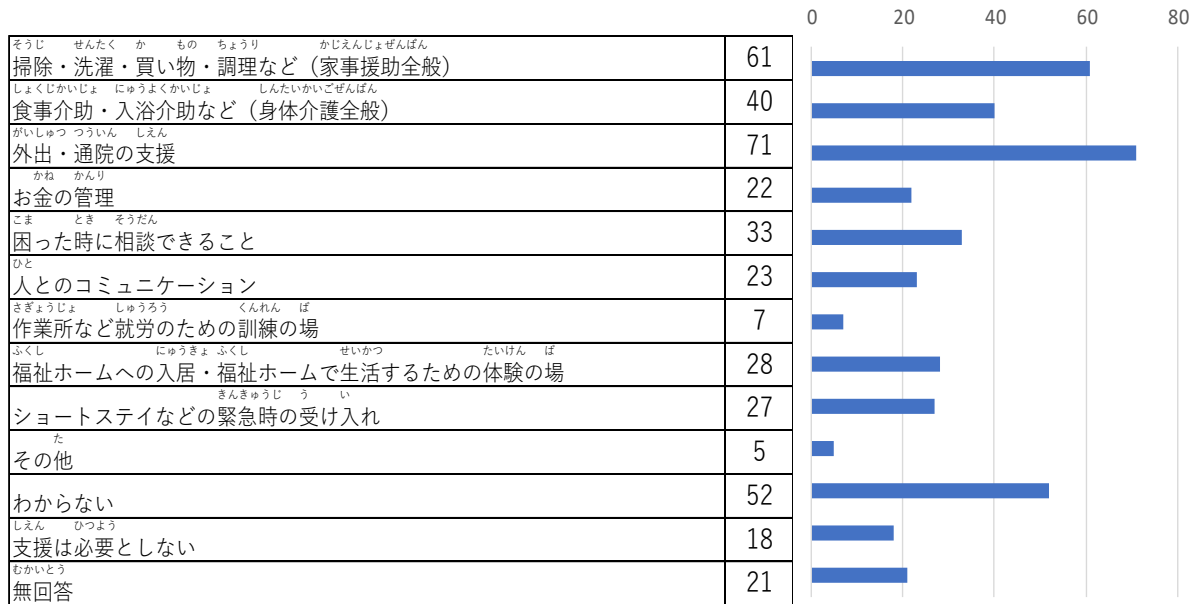
主に支援を担当している人

同居している家族	59
別居している家族	12
福祉サービス事業所の職員（ホームヘルパーなど）	31
病院の職員	4
近所の知人・友人	3
誰もいない	5
その他	8
無回答	5



支援している人は同居の家族が最も多く、別居の家族を含め家族の支援が全体の半数以上となっています。

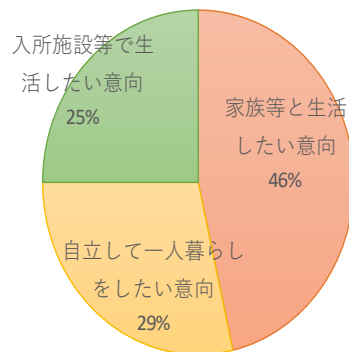
にちじょう ちいき せいかつ ちか しょうらい ねんご しえん ひつよう おも
 日常・地域生活 ～ 近い将来（3～5年後）、どのような支援を必要としたいと思いますか。



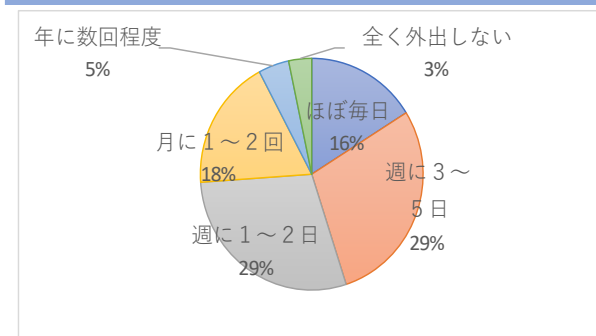
きょたく かいご がいしゅつえん おお しえん ひつよう こま そうだん
 居宅介護、外出支援が多いほか、「どのような支援が必要かわからない」「困ったときに相談できる
 こと」と答えた方が多くいます。福祉サービス情報の発信や相談支援体制の充実が求められています。

にちじょう ちいき せいかつ こんご せいかつ おく
 日常・地域生活 ～ 今後、どのような生活を送りたいですか。

いま か く 今と変わらない暮らし	117
ふうふ く 夫婦で暮らしたい	20
こ おや どうきょ 子どもや親と同居したい	6
しえん みまも じりつ く 支援や見守りをしてもらいながら、ひとりで自立して暮らしたい	16
にゅうしょせつ かいご しえん きょうどうせいかつ グループホームや入所施設など、介護や支援をしてもらいながら共同生活をしたい	14
た その他	3
むかいどう 無回答	15



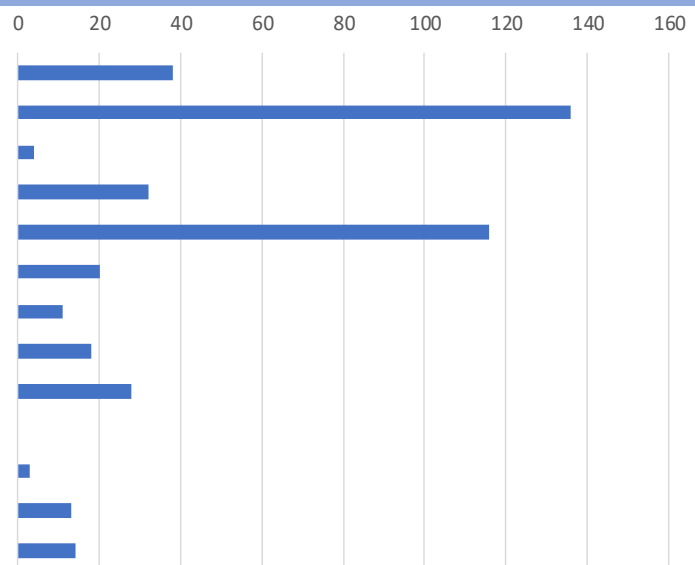
日常・地域生活 ～ 外出する回数はどのくらいですか。（仕事・通院含む）



週に1回以上外出する方は全体の約7割、月に1回以上外出する方は全体の約9割となっています。

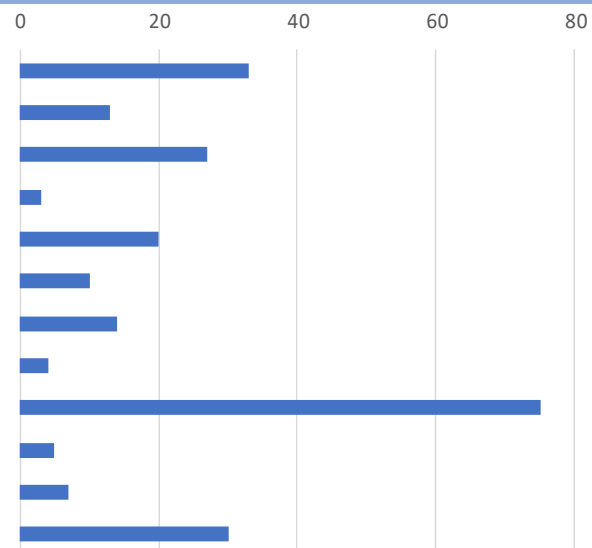
日常・地域生活 ～ 外出する目的を教えてください。

仕事に行く	38
通院する	136
通学・通園する	4
散歩する	32
買い物に行く	116
ドライブや旅行に行く	20
スポーツ活動をする	11
友達と遊ぶ	18
食事をする	28
コンサートや芸術鑑賞に行く	0
外出しない	3
その他	13
無回答	14



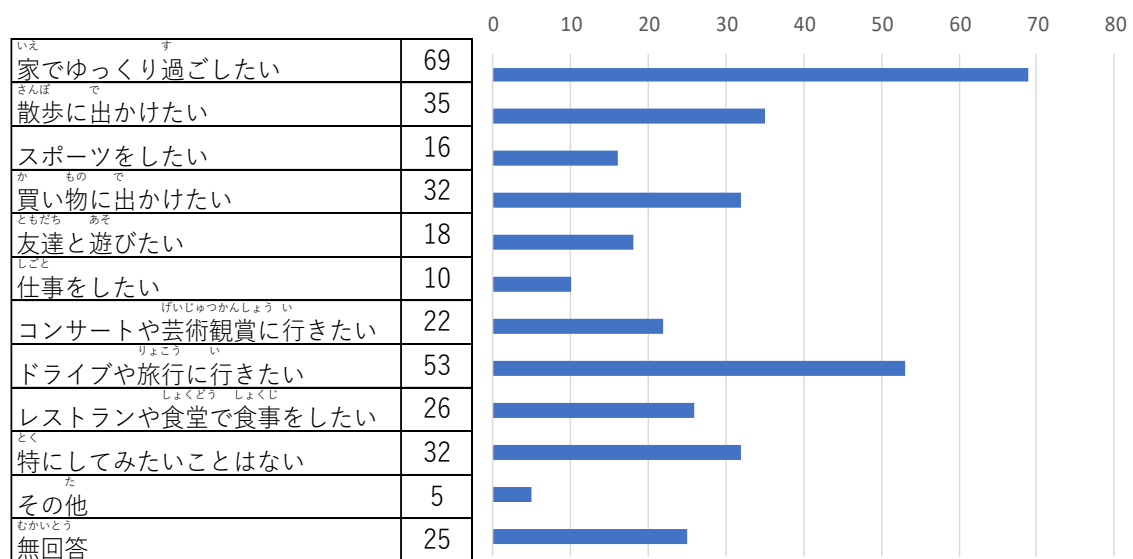
日常・地域生活 ～ 外出のときに困ったり不便に感じたりすることはありますか。

移動手段がない（少ない）	33
付き添ってくれる人がいない	13
道路や建物の段差など、障がい者への配慮が不十分	27
目的地までの行き方がわからない	3
バスや車、JRの乗り降りが大変	20
周りの視線が気になる	10
コミュニケーションが苦手（とれない）	14
周りの人の手助けや協力が得られない	4
困ることや不便なことは特にない	75
外出しないのでわからない	5
その他	7
無回答	30



困る事や不便なことは特にないと回答している方が一番多いが、外出の際に移動手段の少なさ、道路や建物の段差などに不便を感じている方が多くなっています。

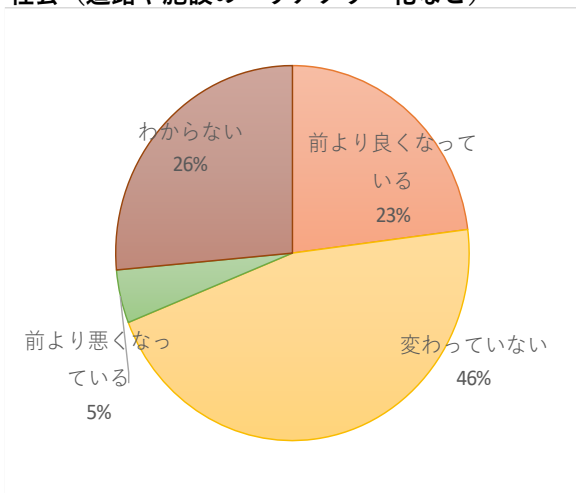
日常・地域生活 ～ 今後してみたい活動はどんなことですか。



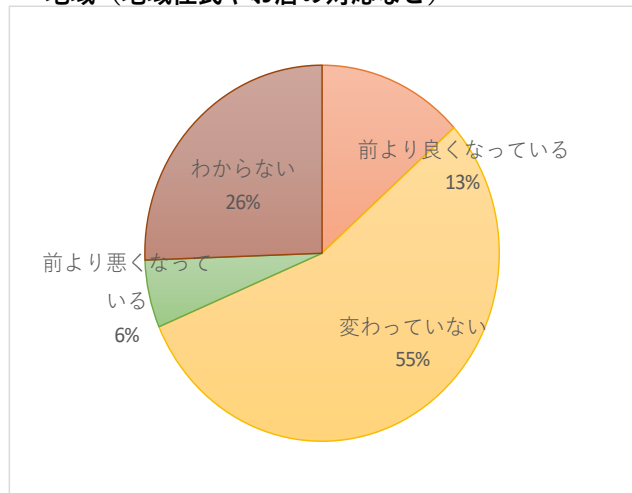
その他回答では、余暇活動や健康増進に関する活動などがありました。

日常・地域生活 ～ 障害がある人への理解や配慮について、2、3年前と比較して社会や地域の意識は変化していると思いますか。

社会（道路や施設のバリアフリー化など）



地域（地域住民やお店の対応など）



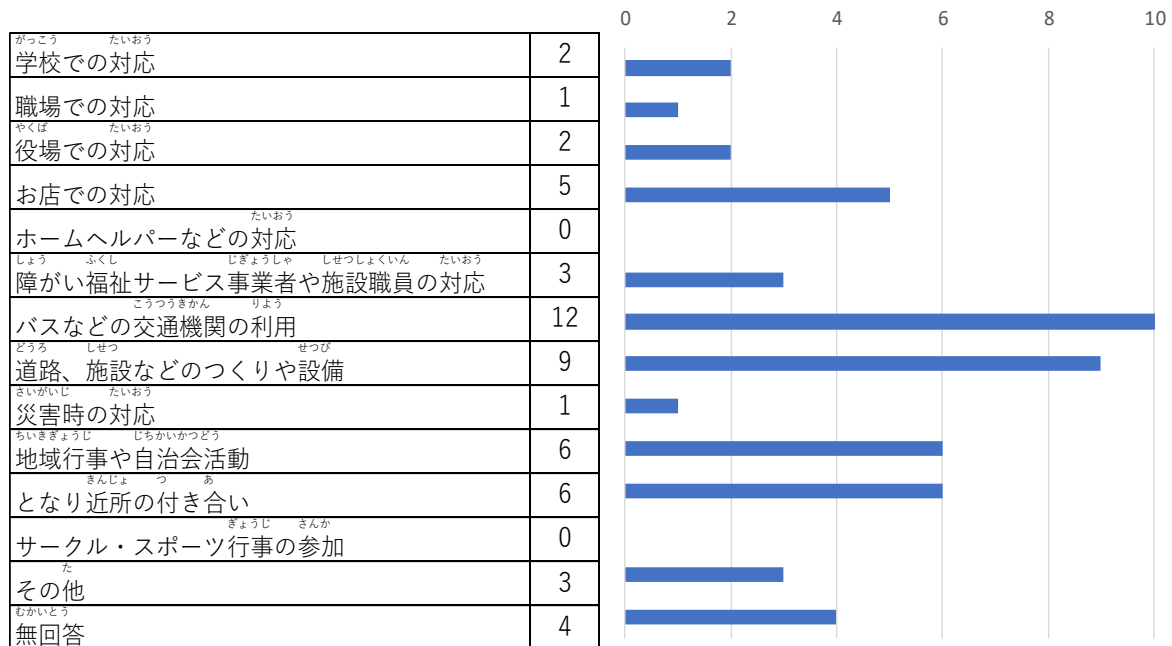
「変わっていない」と答えた方が社会、地域それぞれで約半数といずれも高くなっており、地域の意識の変化では「前より良くなっている」と答えた方は約1割と低くなっています。

※3年前に行った同様の調査と比べ「前より悪くなっている」と答えた人の割合が若干増加しています。

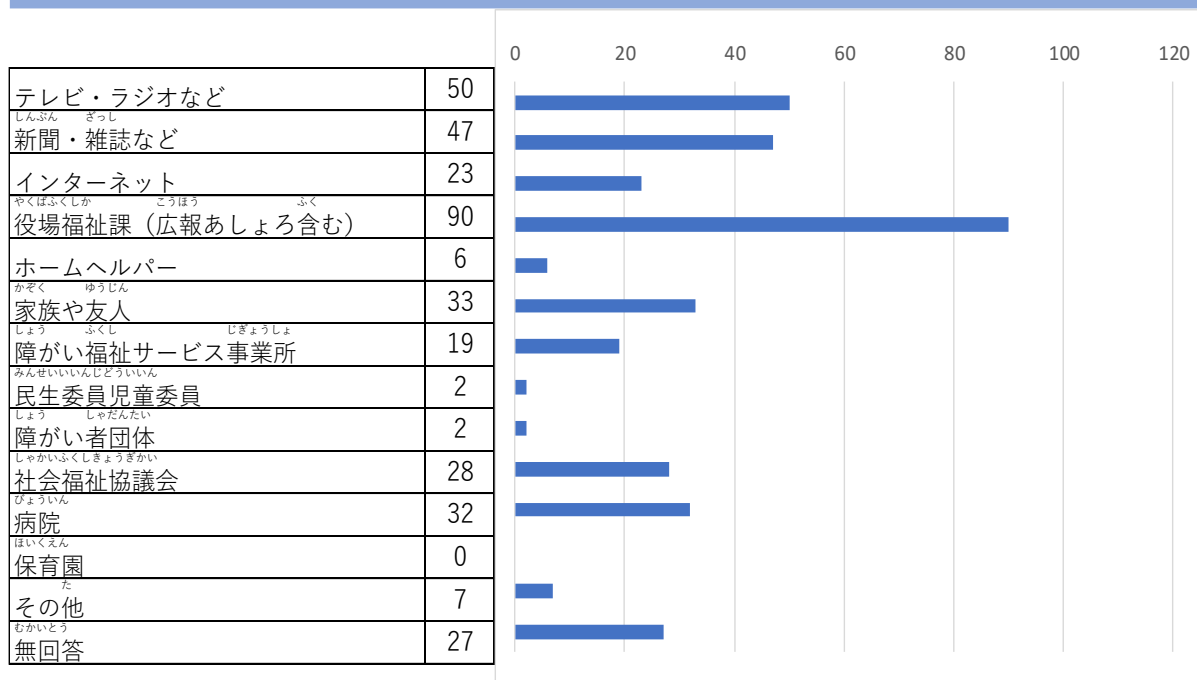
日常・地域生活 ～ 障害があることにより、日常生活や地域で不快な思いをした経験はありますか。



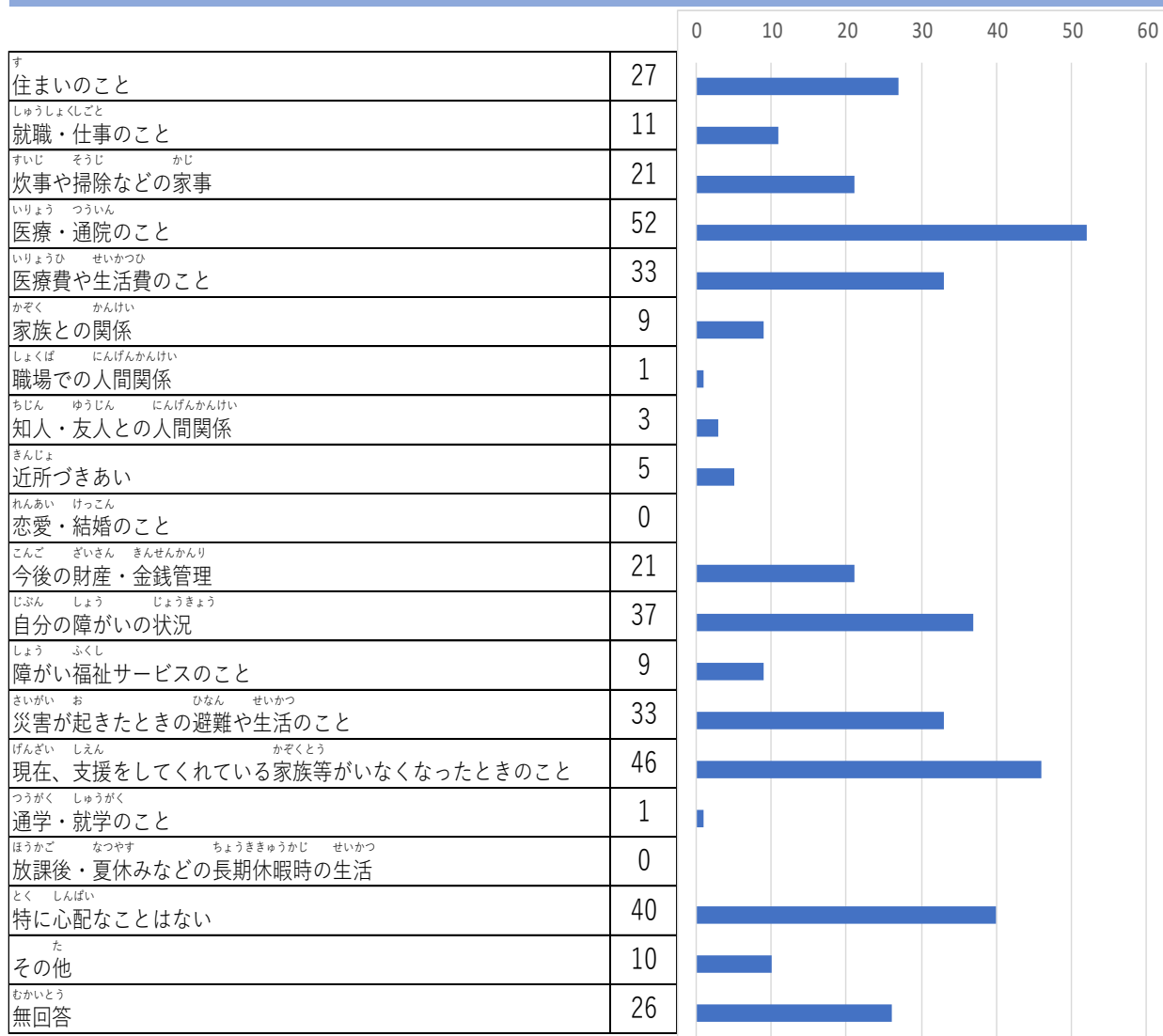
「よくある」「時々ある」と答えた方 どのようなとき、どのようなことで不快な思いをされましたか。



日常・地域生活 ～ 福祉サービスに関する情報は、どのように知りますか。



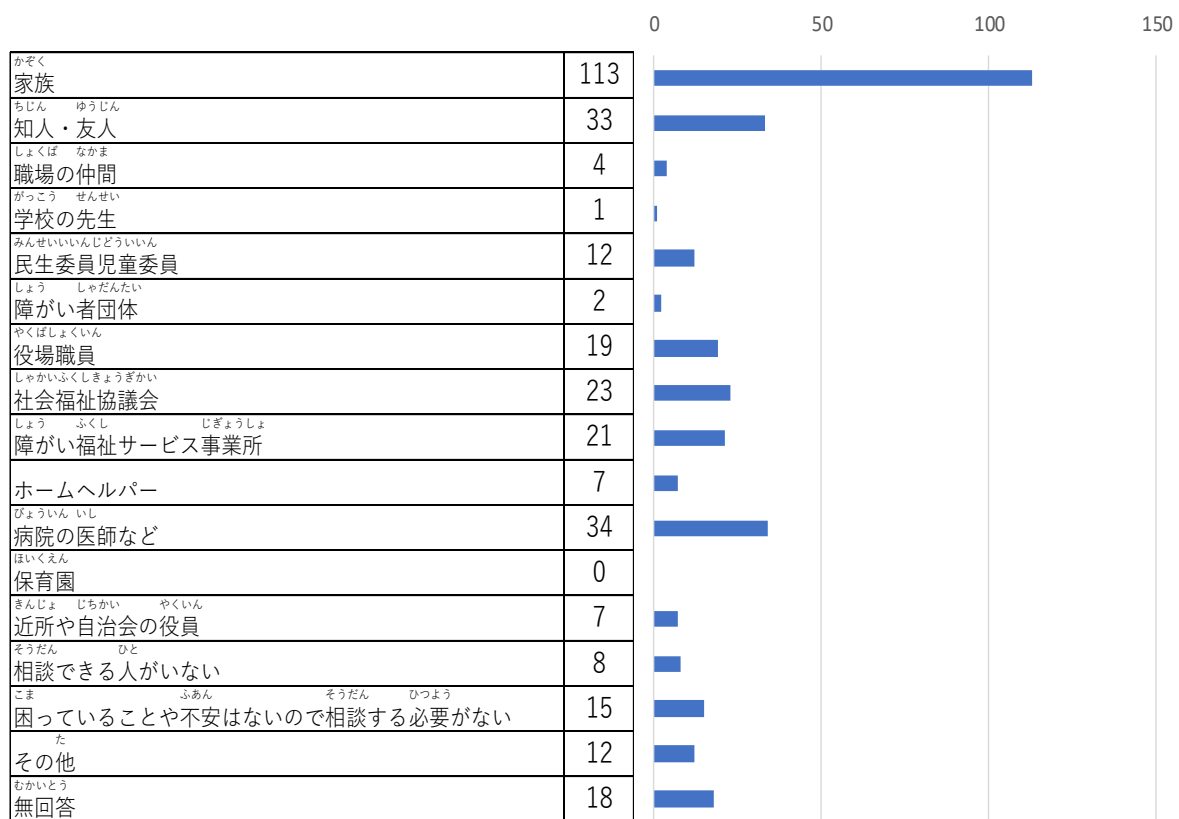
にちじょう ちいき せいかつ げんざい こま ふあん おも おし
 日常・地域生活～現在、困っていることや不安に思っていることを教えてください。



こま ふあん おも いりよう つういん いちばん おお つづ げんざい しえん
 困っていることや不安に思っていることは、「医療・通院のこと」が一番多く、続いて「現在、支援を
 してくれている家族等がいなくなったときのこと」、「自分の障がいの状況」、「医療費や生活費の
 こと」、「災害が起きたときの避難や生活のこと」となっています。

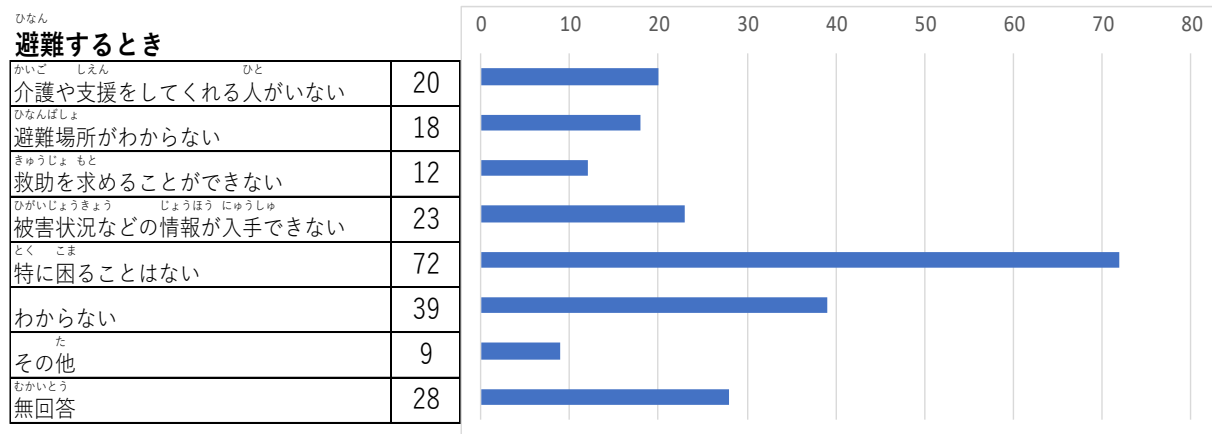
しょう じゅうどか こうれいか おやな あと みず そうだん おやもと じりつ たいけん きかい ば
 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談（親元からの自立）、体験の機会・場
 （ひとり暮らしや福祉ホーム）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性）、専門性
 （人材の確保・養成・連携）など、地域の体制づくりが求められています。

日常・地域生活 ～ 困っていることや不安に思っていることを誰に相談しますか。
また、誰に相談したいと思いますか。



相談先の多くは家族となっており、医師や知人・友人などが続きますが、「相談できる人がいない」といった回答もあり、基幹相談支援センターの周知や相談支援体制の充実が求められています。

災害時 ～ 避難が必要な災害時（大雨や地震など）に困ることは何ですか。

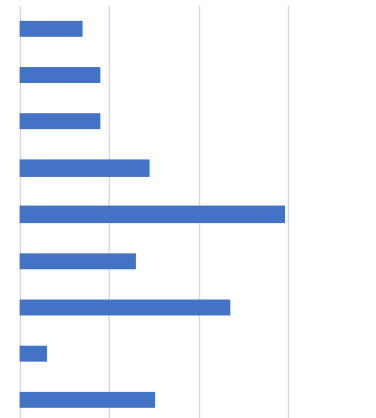


ひなんじょ せいかつ

避難所での生活

かいご しえん ひと	14
ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ しょう ごんなん	18
しゅうい	18
とうやく ちりょう う	29
ひなんじょ せつび せいかつかんきょう ほご ふじゅうぶん	59
とく こま	26
わからない	47
その他	6
むかいどう	30

0 20 40 60 80

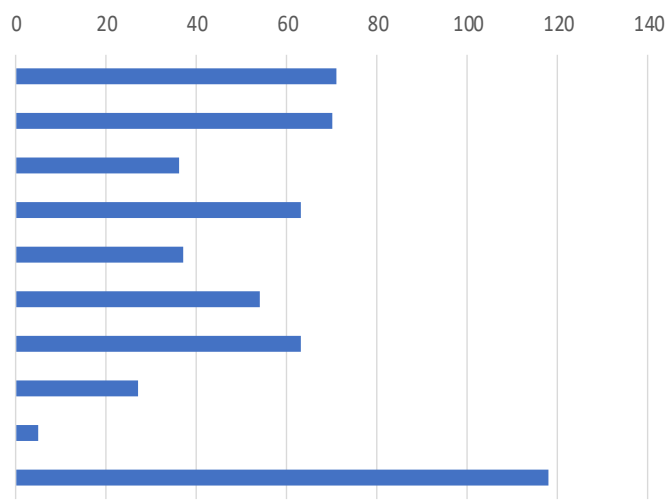


さいがい じ さいがい じ ひなん たいせい

災害時 ～ 災害時の避難体制についてどのようなことが必要だと思いますか。

0 20 40 60 80 100 120 140

あんびかくにん ひなんかんこく れんらく	71
ひなんじょ せうどう しえん	70
ひなんじょ か	36
しょう しゃ はいりょ ひなんじょうえんい	63
しょう しゃ はいりょ びちくひん かくほ	37
ひなんじょ ほうもんちりょう いりょうてき	54
ほけんし ひなんじょ けんこうかんり	63
とく	27
その他	5
むかいどう	118



「障がい者に配慮した備蓄品の確保」といった事前の備え、「安否確認や避難勧告などの連絡」
「避難所への誘導や支援」いった災害時の初動、「避難所での医療的ケアや健康管理」など、
災害時における全ての体制整備が求められています。

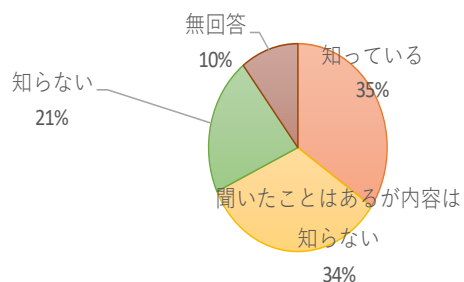
せいねん こうけん せいど

せいねん こうけん せいど

し

成年後見制度 ～ 成年後見制度について知っていますか。

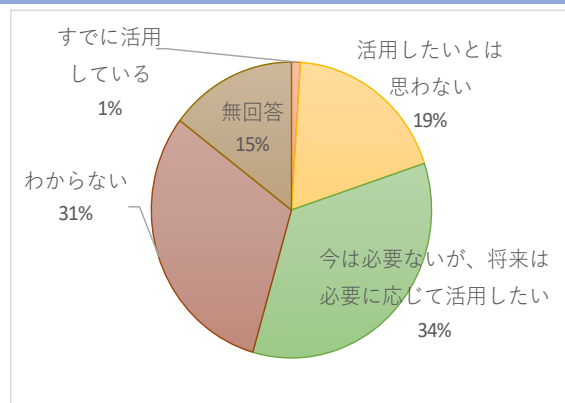
し	66
き	64
し	41
むかいどう	20



「知っている」と答えた方は全体の約4割弱と低く、制度の普及啓発が必要です。

成年後見制度 ～ 成年後見制度を活用したいと思いますか。

すでに活用している	2
活用したいとは思わない	36
今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい	66
わからない	59
無回答	28



無回答を含め全体の8割以上が、今後、成年後見制度活用について検討される可能性があります。精神障がい・知的障がい・認知症などで判断能力が不十分になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の養成など権利擁護の取り組みを進める必要があります。

今後の障害福祉サービス ～ 障がい福祉サービスを充実させるため、重要だと思うことは何ですか。

福祉ホーム・グループホームなど地域で生活できる場をつくること	71
ホームヘルプ（炊事や掃除などの家事援助）、ショートステイなど在宅サービスの充実	68
職業訓練機会の充実など、一般企業などにおける障がい者雇用を増やす取り組み	17
創作的活動や生産活動の機会を提供する事業や、福祉的就労の場の確保	10
何でも相談することができる窓口や、情報提供してくれる窓口をつくること	84
児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児の療育・教育体制の充実	6
障がいがある方への医療や、健康管理・リハビリ機会を充実させる取り組み	53
成年後見制度の活用支援など、障がい者の権利を守る取り組み	17
障がいのある方のスポーツ、学習、文化活動の場をつくること	5
障がいのある方に対する周りの人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実	33
災害時における障がい者の避難支援など、災害対策の充実	53
その他	4

上位項目

- 何でも相談することができる窓口や、情報提供してくれる窓口をつくること
- 福祉ホーム・グループホームなど地域で生活できる場をつくること
- ホームヘルプ（炊事や掃除などの家事援助）、ショートステイなど在宅サービスの充実
- 災害時における障がい者の避難支援など、災害対策の充実
- 障がいがある方への医療や、健康管理・リハビリ機会を充実させる取り組み

しょう　　しゃ　ふくし　しさく　　たい　　いけん　　ようぼう　　じゅう　かいとう

障がい者福祉施策に対するご意見、ご要望など（自由回答）

せわ　　ねが

いつもお世話になっています。これからよろしくお願いします。

わたし　だいひつ　きにゅう　　あま　　こうもく　　おお　　ないよう　　しょうがいしゃ　　こうれいしゃ　　むずか

私も代筆で記入させてもらいましたが余りにも項目が多いのとアンケートの内容も障害者、高齢者には難しい

ないよう　　おも　　ないよう　　かんたん　　きにゅう　　かいぜん　　ほう　　い　　おも

内容となっているように思います。内容をもっと簡単に記入できるよう改善した方が良いと思います。

ふくし　かんけい　じゅうじつ　　たんとうしゃ　　みな

いつも福祉関係を充実させるため担当者の皆さんありがとう。

ねんきんたんば　かりつけ　　しゃきょう　　そうだん　　かりつけ　　たか　　なに　　ものい　　とき　　きんせんてき

年金担保借付がなくなって社協に相談するが借付のハードルが高すぎる。何かと物入りになった時は金銭的

しえん　　でき　　ところ　　げんざい　　おや　　べつせたい　　げんかん　　どういつ　　しゃきょう　　べつせたい　　にしき

支援が出来る所がない。現在、親とは別世帯になっているのだが玄関が同一だと、社協では別世帯と認識され

かりいれ　　でき　　なん　　ため　　だれ　　しゃきょう

ないため借入が出来ない！！何の為。誰のための社協なのわからない。

しょう　　しゃ　　しゃかい　　ぜんたい　　み　　とくべつ　　そんざい　　けんじょうし　　せじゆん　　まち

障がい者は、社会全体から見ればマイノリティですが特別な存在ではありません。健常者基準で街づくりを

けっか　　しょう　　しゃふくし　　せ　　さく　　とりくみ　　おも　　ぎょうせい　　のぞ　　けんじょうしゃ　　しょう　　しゃ　　いしき

してきた結果が障がい者福祉施策という取組に思われます。行政に望むことは、健常者／障がい者を意識する

だれ　　せいかつ　　ところ　　しゃかい　　けいせい　　しょう　　しゃふくし　　せ　　さく　　とくべつかん

ことなく誰もが生活しやすい心のバリアフリー社会の形成です。障がい者福祉施策というのは特別感があり

す　　じゅうみんくし　　せ　　さく　　めいしょう　　へんこう　　きぼう

過ぎるので住民福祉施策にプロジェクト名称の変更を希望します。

ふくし　　ぼうこうじけん　　み　　ふくし　　せいしんか　　びょういぬい

福祉サービス、グループホームなどでの暴行事件をニュースなどで見るため、福祉サービスや精神科病院内での

あんぜんせい　　かくほ　　と　　く

安全性を確保する取り組みがあってほしい。

あたた　　しえん

いつも暖かいご支援ありがとうございます。

れいわ　　ねん　　がつ　　にち　　くるま　　りょうあし　　さきしごと　　さが　　あと　　ねん　　あいだ　　ねんきん　　で

令和5年6月9日に車にひかれ両足にけがをしました。この先仕事を探せるのか？後2年の間、年金も出ないので

じびょう　　たい　　つき　　かい　　ちりょうひ　　たいへん　　せいしんか　　す　　やす　　じこ　　あ　　まえ

持病に対する月1回の治療費が大変です。精神科のように澄ことでも安くしてほしいです。（事故に合う前は

しごと　　じこ　　あと　　いろいろ　　かんが　　しゅうちゅうりよく　　き　　ただ

仕事をしてました。）事故の後、色々考えて集中力もやる気もなくなっているのでこのアンケートに正しく

こた

答えられてなかったらごめんなさい。

すく　　りょう　　りょうきん　　たか　　りょうきん　　りょう　　でき　　のこ　　くになど

①ホテルのバリアフリールームが少ないのと利用料金が高いのでシングル料金で利用出来て残りは国等がみて

もらうなどしてもらえると良いと思う。②障がい者駐車場の利用についてモラルの教育、広告活動に期待します。

かいしゅう　　やくば　　しよくいん　　かくにん　　いまげんざい　　すこ　　ほじょきん　　おお

③エレベータの改修について役場職員に確認したのですが、今現在少しの補助金があるみたいですけど多くの

ふたん　　いま　　じたく　　す　　むずか　　なに　　かんが

負担があるので今のままでは、自宅に住むことが難しくなるので何か考えてほしい。

しんたいしょうがいし　　ていぢょう　　とうきゅう　　きゅう　　あし　　いた

身体障害者手帳の等級を4級～3級にしてほしい。足が痛いから。

くるまいす　　ほか　　ひと　　ひと　　きがる　　しょう　　おお　　い　　おも

車椅子（他の人も）などの人が、気軽に使用できるトイレが多めにあると良いと思います。

こうがく　　いりょうひ　　こうひ　　ふたん　　ありがた　　おも

高額な医療費を公費で負担していただき有難く思っています。

こじん　　じんけん　　たいせつ

個人の人權を大切にしてほしい。

ことし　　がつ　　ひとり　　ぐ　　げつ　　すこ　　きも　　お　　つ　　も

今年（R 5）7月から一人暮らしになって5カ月になりました。少しは気持ちも落ち着きを持てるようになったと

おも　　ふゆ　　むか　　じよせつ　　た　　もろもろわたし　　て　　お　　じたい　　しょう

思いますが、これから冬を迎えるので除雪とか、その他諸々私の手に負えない事態が生じたときはどうしたら

しんばい　　じちかい　　やくいん　　ふくし　　かた　　そうだん　　など

よいのか、とか、心配でなりませんが、そんなときは自治会役員さんとか福祉の方に相談してみようか、等と

じもん　　じとう　　ところ　　お　　つ　　でき　　でき　　べつ　　よ　　ほうほう

自問自答して心を落ち着かせています。それでよいのでしょうか、出来る、出来ないとは別として良い方法を

おし　　いただ　　さいわ　　ねが　　いた　　なに　　じぶん　　あ

教えて戴ければ幸いです。お願い致します。※何言いたいのか自分でもわからなくなった。まあ「当たって

くだ　　ころ　　じゅんび　　ふゆ　　むか　　おも　　ねが

砕ける」でしょうか・・・心の準備をして冬を迎えたいと思います。よろしくお願いします。

かこ	ねんかん	がつ	がつまで	あしよろちょう	せわ	じゅうしょ	あしよろ	とうき	ふなばし	じたく	つま						
過去12年間、4月～11月迄、足寄町にお世話になっております。住所は足寄ですが、冬期は船橋市の自宅（妻と																	
どうきょ	い	げんざい	にちじょ	せいかつ	うんどう	のぞ	ふじゆう	うご	ふなばし	もど							
同居）に居ます。現在は、日常生活は運動を除き不自由はありません。動けなくなったら船橋に戻ります。																	
あしよろ	なが	い	けんこうじょう	こんご	わ												
足寄に長く居たのですが、健康上、今後どうなるか分かりません。																	
もうちょっと手軽に福祉サービスが使えるとありがたいです。																	
げんざい	じぶん	じょうきょう	どうめん	こんなん	ちじん	ゆうじん	こうれいしゃ	かた	ふく	き							
現在の自分の状況では、当面困難なことはありませんが、知人・友人から（高齢者の方を含む）聞くかぎりでは、																	
あしよろちょう	かそ	じょうきょう	みじか	しょうきょ	せつ	とう	へいてんなど	かいもの	なんみん	かた							
足寄町の過疎の状況により身近な商況施設等の閉店等で、「お買物難民」のような方がいるとのこと。																	
くるま	つか	かたなど	かぎ	しょうてん	はいそう	つか	ばあい	おも	にもつ	とほ	も						
ある											ちょうじかん						
車を使えない方等も、限られた商店で、配送サービスも使えない場合、重い荷物を徒歩で持ち歩いたり長時間																	
こうきょう	いどう	しゅだん	ま	けんこう	かた	がいしゅつ	じったい	せいかつ	しつ	さ							
公共の移動手段を待つことになったり、健康な方でなければ、外出しにくい実態があり、生活の質を下げざるを																	
え	じょうきょう	かん	あくてんこう	つづ	ばあい	など	せつじつ	りよう	でき	かた	にがて						
かた																	
得ない状況があるかと感じます。悪天候が続く場合等は、切実です。ネットの利用が出来ない方も、苦手な方も																	
どうよう	おも	やくば	そうだん	まどぐち	じゅうじつ	おも	いぜん	まちなか	きがる	た	よ						
											そうだん						
同様かと思えます。役場相談窓口は充実していると思いますがそれ以前に、町中に気軽に立ち寄れる、相談の																	
きのう	い																
機能があとと良いのですが。																	
がいしゅつ	じゅんぴ	たいへん	つま	ひとり	かいご												
外出するときの準備が大変、妻が一人で介護。																	

第4期足寄町障がい者福祉計画

第7期足寄町障がい福祉計画

第3期足寄町障がい児福祉計画

令和6年3月

足寄町 福祉課 保健福祉室

〒089-3797 足寄町北1条4丁目48番地1

電話番号：0156-25-2141

ファックス番号：0156-25-9201

電子メール：fukushi@town.ashoro.hokkaido.jp

